

第八十四回国会
衆議院
内閣委員会議録第十三号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君

理事 小宮山重四郎君

理事 藤尾 正行君

理事 岩垂壽喜男君

理事 鈴切 康雄君

理事 逢沢 英雄君

理事 小島 静馬君

理事 竹下 登君

理事 塚原 俊平君

理事 上田 卓三君

理事 野口 幸一君

理事 新井 彬之君

理事 柴田 睦夫君

出席國務大臣

國務大臣 稻村佐近四郎君

総務大臣 角野幸三郎君

出席政府委員

人事院事務総局長 三島 孟君

内閣総理大臣官 黒川 弘君

内閣総理大臣官 大濱 忠志君

内閣総理大臣官 小熊 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

総務事務官 小島 鐵雄君

厚生省年金局長 長尾 立子君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

厚生省看護局長 吉江 恵昭君

二四号)

○始関委員長 これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。

○受田委員 今回の恩給法改正案に關しまして、法案そのものの問題点に先立ちまして、恩給法の持つ歴史的な責任、恩給法の性格、そういうものについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

恩給法という日本の近代社会に大變貢獻をし、特に忠実に公務に服した皆様に報いる制度、それが昭和三十四年を一つの契機として、国家公務員共済組合制度へ轉換をしたわけですが、したがって、従来の恩給法の適用を受ける者はそのまま恩給法に残るが、新しい形の対象になる人々は共済組合法に行く。政府管掌か組合管掌かで大變議論の末に、こうした分岐点が明確にされまして、自來二本立ての今日を迎えているわけですが、

ところが、恩給法の適用を受ける皆さんは、昭和三十四年を契機にして、過去の制度の一つとして残ってきた関係で、年とともに少なくなつていく。この恩給法の適用を受ける人、恩給法そのものはいつごろまで生きてくるものとするか、人間の生命を基礎にして考えていくこと、同時に、この恩給法の適用を受ける皆さんがだんだんと少なくなつてくる過程で、恩給局という役所はどういう形になるものであるかという見通しをお答え願ひたいのです。

○小藤政府委員 先生御承知のように、ただいま恩給を受けておられる人の数は約二百五十七万人ございます。それで、これもいろいろな要素が入ってきますので、正確に推計するということはなかなかむずかしいかと思ひますが、大ざっぱに言ひま

して、年間五万人ぐらいずつが減つていくという計算で大体いいのじゃないか。したがひまして、五十年ぐらいたちますと、大体現在の恩給公務員というものがなくなつてくるのではないか、このように考えております。

○受田委員 五十年ぐらいで恩給法の適用を受ける人がなくなる。そのころはもうよりよい数字になつていまして、したがひて、恩給局というお役所そのものは、このままの形の制度が続く限り、だんだんと対象人員も減つてくるし、これを扱う職員の数も少なくて済むということになります。恩給局の存亡という問題が起つてくると思ひます。これは予測することは大變失礼かもしれませんが、相當の人員が減つてきたときに恩給局はどうなつていくか、総務長官として見通しをお答え願ひたいのです。

○稲村國務大臣 いま恩給局長がお答えをいたしましたように、現在二百五十万の受給者がおられるわけでありまして、そういう意味から、御指摘の点については、これは私は大變参考と申します。意見として承つておきますが、問題はやはり年金制度と恩給制度の違い、こういったものの等との関係から、いま直ちにそれをどうするかという問題には多少むずかしい面があるのではないかと、こういうふうに考えております。

○受田委員 総務長官、しばしば過去の当委員会、この問題の扱い方について提案があるのです。昭和三十四年にこの国家公務員共済組合法が制定せられた、その時点に立つていまして、願ひるときに、人事院は国家公務員の退職年金制について一つの提案をした。昭和二十八年にも提案をした。さらに昭和三十三年に提案した。その提案したものは、保険数理等を計上して、例の雇用関係の人をも含めた一本の体系、二本を一本にする体系に提案をしたわけですが、そしてその管掌は國家がやるべきである、組合管掌という方式をとる

べきでなくて、国家管掌の方式をとるべきであるという提案を人事院はしたわけですね。それを当時の総務長官であられた今松治郎先生、故人となられました。が、ずいぶん善戦闘争をされて、政府管掌方式を採用したいとがんばったのですけれども、大蔵省に押し切られた。そして、ここに国家公務員共済組合法が組合管掌方式でスタートしたわけですね。

ところが、私の当時この審査に当たっただけに、いま顧みて問題があると思つたのですが、二十八年に国家公務員の退職年金制に対する勧告をされるときは、例の人事院の法改正の前でありまして、あれは昭和三十四年に改正されたと思ひますが、百七条と百八条に退職年金制に対して人事院に非常な強大な権限が与えられておつた。それが改正されて、人事院は意見を述べたという第八八条の改正になりまして非常に弱まってきたけれども、しかし退職年金に対する権限を人事院に与えておつた。その人事院が、自分が所管をした国家公務員、国家公務員法によつて扱つてきた対象が、退職後は組合管掌になるというの、これは私は筋が通らぬと思つて、私も実は人事院に味方し、時の総務長官に味方して論議を展開したわけでございますが、結局大蔵省に押し切られた。

政府管掌であるべきは、その在職中は国家公務員として、国家公務員法の規定を受けたものである、国家がめんどうを見るという形になつておつた。在職中はスト権等も認められないままで非常に制約を受けて、厳しい勤務をするという国家公務員に、退職後も、厳しい勤務を終えた皆さんに、やはり国家自身が主体となつて年金を差し上げようという方式をとるべきだという考えだつたわけですね。諸外国もその例になつておる。イギリス、アメリカ、ドイツ、こういう主要諸国の管掌方式は、全部国家管掌である。それが日本は、退職後は、国家公務員から外れた皆さんは組合管掌になるというのはおかしいじゃないか。これはいま私が願ひてもおかしいと思う。

戦後二十年歴史がたちまして、そこで私が提案したのは、総務長官、こういう提案をしてきたわけですね。それは大蔵省が所管している組合管掌でもいいが、組合管掌をそのまま総理府恩給局へ持つてきて、それで恩給を受ける人の、つまり国家管掌の恩給の方はそのまゝにして、組合管掌の方も、在職中は国家公務員であつたのだから、当然その扱いについては総理府の所管に入れて、恩給局を公務員年金局にして、恩給を扱う分として共済年金を扱う分を一緒にして、在職中もそして退職後も一貫して、公務員の生涯を貫いて総理府がめんどうを見るべきであるという提案をしたわけですね。歴代の総務長官、私の提案を原則として大要傾聴に値する御意見であるということでございます。ここに強大な総理でもおりましたから、この問題は、人事局、公務員年金局を総務長官のもとにびしりと置くことができると思つたのですが、強大な総理があらわれないものでございまして、今日に至つておるわけです。

私の提案でいけば、恩給局はやめないう公務員年金局としてさらに発展して、公務員の在職中は人事局、退職後は公務員年金局と、一貫して総理大臣の直轄の総務長官の配下にこの機構を置いておくというのがよいと思つたのですが、行政機構の問題として一方大蔵省にあり、一方は総理府にあるというの、これは連絡も大変悪いですよ。恩給論議をするのにも便利が悪くて、大蔵省に御苦勞願つて、きょうはここへ主計局の窪田主計官においでいただいておるが、大変複雑多岐であるという意味で、人事局、公務員年金局、かつては機構改革で予算局を設けるべきだという提案もありました。行政機構の改革に当たりまして、この問題はひとつ貴重な提言としてお聞き取り願ひたいと思つたのです。

○稲村国務大臣 御指摘の点につきましては、大変大切なことでございまして、各省庁と協議をいたしてまいつたところでございまして、現状では、両制度の違い、こういうような関係から無理である、こういう考え方であるわけでありまして、

恩給局といたしましては、先ほども申し上げましたように二百五十万という恩給受給者、この人々の改善その他に誠心誠意努力をしまひたい、こういうふうな考えておるわけでありまして。

○受田委員 人事院は、私がいま提案した問題をこれまで苦勞したとどろかれたわけでございますが、いまなお人事院は、国家公務員法によつて二カ条にわたる規定が残されております。第百七条、第百八条、退職年金制度と意見の申し出、この権限が残つておるのでございまして、この権限の行使について御意見を承りたいです。

○角野政府委員 お答え申し上げます。現在の共済年金制度になります経緯につきましては、ただいま先生お話しのとおりでございます。現在の制度の状況になってございまして、現行制度を拝見いたしました。いま先生がお話しのように、国家公務員法の百八条に退職年金制度についての人事院の調査研究と、国会と内閣に対する意見の申し出の権限が規定されてございまして、

そういうことで、そのために人事院といたしましては、もちろん何となくも現職公務員の処遇が中心ではございまして、退職後の公務員の処遇についても大変な関心を持っております。歴史的にもそうでございますが、いまの百八条の意見の申し出の権限がございまして、その延長でございますが、人事院としては、公務員の年金について現在も必要な調査研究を行つておりまして、調査の結果、所要の意見があれば、随時あるいは事務レベルにおける大蔵省等の当局に連絡いたしたこともございまして、あるいは勧告をする、そういう姿勢でもつて研究ないし調査をやつておる状況でございます。現に退職公務員がどういう生活環境にあつて、どういふ実態であるかということとを昭和四十八年から五年計画で調査中でございます。現在はその最終年度に当たつておりますが、これもやはり百七条、百八条の人事院の意見の申し出並びに使命ということを考えまして、実態を把握するように検討している最中でございます。

○受田委員 この退職年金については、人事院の果たす役割りは依然として大変大事であるわけでございます。単にこれを大蔵省に任せておくようなものじゃない、こういう意味で、人事院はいま五カ年計画の最終年度ということでございますから、間もなく成案が得られると思ひます。その点は大蔵省とも意見の交換をしてやつておるということでございますので、現役の公務員の身分、その処遇を国家公務員法で厳正に守るべき人事院が、その退職後についても一貫した、その人生をりっぱに守つてやるといふ答えが出ることを要求しておきます。よろしくございまして。

○角野政府委員 現在の国家公務員法にいまの百七条、八条の規定がございまして、これは、やはり国家公務員の在職あるいは退職後の全体を見ての人事管理全体の筋といたしまして、人事院がそのところで一生懸命見ておるという姿勢を貫いておるものと考えておりました。そういう点で一生懸命やつておるつもりでございます。

○受田委員 そうしますと、ここで人事院、恩給局、恩給局長も含めて、それから大蔵省の共済担当のセクションの責任者も含めて、その三つが終始この問題については協議しなければならぬ。恩給局長、そういうことをやつておられますかどうですか。おわかりになつて間がないわけでございますが、引き継ぎの中に出ていなくても、いまの局長の答弁で国家公務員法の百七条と百八条に退職公務員年金制度についての人事院の権限があるのです。この権限を無視して恩給局が独走してもいけないわけだし、そういうことで、共済と恩給と人事院と三者一体でなければいけないのです。それについては、総務長官はこの問題は人事院がそういう権限を持つておることを承知の上で恩給局長を指揮監督しているかどうかもお答え願ひたいのです。

○小藤政府委員 恩給と共済との関係につきましては、いま先生が御指摘のようなこともございまして、先生おっしゃつたように、私、まだ就任間

もないので、現実私がやったということではございせんが、大蔵の共済関係とは従来十分連絡をとりながら運用に当たっておる、このように引き継いでおります。

○稲村国務大臣 人事院の勧告につきましては、当然これを尊重することにはやぶさかではありませんが、ただし、恩給の規定のとりまじり、私の責任においてやっておりますまい、こういうふうと考えておるわけでありませう。

○受田委員 総務長官の責任でやりたい。人事院にそういう権限があるのは、ささやかに頭に入れておく、こういう意味でございませう。

○稲村国務大臣 そのとおりであります。

○受田委員 ささやかなる存在として、人事院大変御苦労でございませうが、しかし、この問題は、人事院としては、現職の国家公務員と退職後のかつての公務員等を一貫して守るという立場では、ささやかなる存在じゃないのです。非常に大事な存在として国法にびしと書いてある。国家公務員法という法律に二カ条にわたって書いてある事項を、総務長官は軽視されておるわけでございまして、これは法律無視である、無視じゃなくして、片目でちよこつと横の方を見るのですから、軽視であるということについては、私からも総務長官に御注意しておかなければならぬ。

それからもう一つ、総務長官、これはちよつと一緒に関係するのですが、長官の部下に人事局長がある。そして人事課長というのがある。この人事を扱う人事局長と人事課長というものは非常にデリケートな存在になって、私も、これを歴代の総務長官に、御就任ごとにお尋ねをしておるのですが、人事局長の権限は、ただ単に連絡調整的な機能を發揮するにすぎないような形になっておるのです。恩給局長の菅野さんが今度人事局長になられて、人事局長の秋富さんが総務副長官になられたわけですね。

そこで、人事課長と人事局長というものの、人事局長は人事課長に何らの権限がないのです。人事課長は、官房の方の官房長官の指揮監督をも受け

られる、こういうふうな状況になっておりまして、大変微妙な存在になっているわけですね。これも何か総理府としては、できるだけ人事局長は各省にまたがる連絡調整とあわせて、何らかの別の意義ある機能を發揮すること、人事課長なる者と人事局長なる者が、同じ総理府の同じやかたの中で局長室と課長室があつて、同じ人事という名前がついておる。その間は何らの上下関係、指揮関係というふうなものがあるべきだと思つておる。これはひとつ総務長官、あなたのやかたの中にある大事なポストの問題でございまして、御説明をよく聞いて後に御答弁願ひます。

○大演政府委員 お答えします。

先生の御質問でございませうけれども、人事局も人事課も組織的には一応同じ総理府の官房でございませうけれども、人事局というのは御存じのように、政府全体の国家公務員のいろいろの処遇の問題であるとか制度の問題であるとか、そういう問題を取り組んでおるわけでございまして、人事課は、要するに総理府の中の人事一般についての所管ということでございまして、一応制度的にも全然別個のものになっております。必ずしもその間においては関連性はございませうけれども、しかしながら、人事局の公務員全体のいろいろの制度の問題については、あるいは運用の問題については、総理府として、あるいは各省のつととして関係がございませうので、その関係においては密接な関係はございませう。

○受田委員 総務長官、私非常に不可解なんです、同じやかたの中にあつて、いまの御説明のように、全然関係がないとは言えませんが、関係がない存在だというふうな存在が、あなたのところの総理府にある人事局長と人事課長です。これは不思議なことなんです。これは各省に対する指示権も何もなし、ただ連絡調整機能を發揮するといふ、まあ今度地方公務員法の専従の問題なども含めた例の法案を出されるべきときに、ちよつと連絡調整機能を發揮する妙味が一つありますけれども、そういうことになっておりまして、あなた

の同じやかたにある人事課長は、総務長官が単独で指揮監督できないのです。官房長官が一方の方で命令を下すのです。大変厄介な人事課長があなたのやかたの同じところにいらつしやるわけですが、私これは前から心配しておつたのです。何とか人事局長にもつと強大な権限を与えるべきだ。法を改正されてはどうか。もう経験もされておられたのですから、どうかひとつこのあたりで、総務長官として、自分のところにある人事局長、課長に少なくとも単独で権限が行使できるように法改正をしてやりたいものだ。総理府の法改正の一つの検討を続けてこられていいと思つておるのでございますが、機構上何か大変便宜主義でこの人事局長と人事課長が生まれたような印象を濃厚に私たちが受けておるのです。総務長官、新鮮な感覚で部内の機構について英断をふるってほしいと思つておるのです。

○稲村国務大臣 御指摘の人事局長の問題でございませうが、おの各省大臣は人事権を持つておりました、人事局長が総理府の中で果たす役割りというのは、各省の総合調整と申しますか、ここにやはり意義があるのではないかと、私はこういうふうにして思つております。

ただ、人事課長の問題につきましては、総理府の人事その他、まあ人事に関する補佐役として人事課長が活躍をいたしておるわけでございまして、これまた官房と一部兼任の問題があることも私は承知をいたしております。

○受田委員 機構問題は一応そこへおきまして、検討を十分していただかなければならない問題でございませう。

恩給改正に直接接れていきます。今次の改正、毎年恩給局は非常な努力をされまして、退職者に対する処遇について一歩一歩前進をして今日を迎えました。恩給史百年の歴史を顧みて、しかも戦後は、単に古いタイプの恩恵的な恩給という認識から、忠実な勤務者に対する国家保障の性格を露骨に示してきたわけですが、同時に、ある点から言うと、社会保障的性格のものも

惜しみなく採用するという、恩給法の本来のたてまえから言えば変則とも言うべきものがどんどんと取り入れられてきました。家族加給の制度などは全くそのとおりでございまして、いろいろな加算方式に対する新鮮な措置等も惜しみなく採用してある。こういうことで、私、今次の改正を拝見しまして、この寡婦加算、遺族加算、扶養加給の増額というふうな諸問題等、いわば社会保障的性格のものを今回もどんどん採用しておられるわけですね。

そこで問題を一つ提起したいのでございませうが、この累次のそうした改正にかかわらず、現職者と退職者の間には依然としてその差が出てきておるわけですね。実施時期を漸次繰り上げていきまして、最近において半年間、急速度にテンポが速まって、四月実施ということになりました。今回も一部六月が残つておるが、四月実施。そうしますと、いかに前進したように見えますけれども、現職と比べるとまだ一年のおくれがあるわけですね。この一年のおくれの処理については当分のままだとしておくのか、あるいは一年のおくれを取り返すための措置について何らか具体的な案を今後進めていかれようとするのか、御答弁をいただきます。

○小龍政府委員 先生ただいま御指摘のように、恩給の実施時期につきましては、四十九年以降、それ以前は十月実施であつたわけでございませうが、四十九年以降一月ずつ繰り上げて、昨年は一挙に四月実施というところに踏み切つたわけでございませう。今年もまた四月実施。これも先生御指摘のとおりでございませうが、従来の衆議院等における附帯決議におきまして、四月実施ということで、私もとしましてこれより早く責任を果たしたと感しておつたわけでございませうが、その後また一年おくれという御指摘もございまして、これも附帯決議に盛り込まれておること、十分存じておるわけでございませうが、他の年金制度等との関連もありまして、この附帯決議の御意思は十分尊重しながら、今後ともこれをさらに繰り

上げることが可能かどうか、こういったことを検討してまいりたい。これは予算の問題もございすが、また前年度に繰り上がるという技術的な問題もございしますので、いろいろむずかしい問題はあるかと思いますが、十分検討してまいりたい、このように考えております。

○受田委員 退職した公務員そのものは在職時非常に厳しい制約を受けて、他の民間団体、民間企業等に勤務した人たちと違った重い使命があるわけですから、これは国家公務員法においても、旧官吏服務紀律を見ましても非常に厳しい制約がある。おかしなことをしたらすぐやめなければならぬ、戦々恐々、薄氷を踏むごとく、深淵に臨むがごとく勤務を繰り返してきたと言ってもいいわけだ。法に抵触する違反事件でもあるとすぐばつさり、やめなければならぬ。したがって退職後の生活については、それなりに他の職種の人は違つたものが考えられてしかるべきでございますから、公的年金関係の問題において、民間団体の退職者あるいは他の、つまり社会保障的な性格の年金を受ける立場の人と、国家保障の性格の公務員との間に自然に差があつてしかるべきだと私は思います。だから、退職後の年金が、恩給や共済組合の年金の受給者は少し過ぎるんじゃないか、他とのバランスをとらなければいかぬではないか、という提案がされました、この問題を前提に掲げる限りにおいては差があつてしかるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○小泉政府委員 ただいまおっしゃいましたように、恩給は、非常に厳しい制約のもとで長年御苦労された公務員の方々に對する、その御苦労に國が報いるということであるかと思ひます。言うなれば非常に独自の、国家保障的な性格を持つておる、このように認識いたしておるわけでございます。したがって、先生御指摘のように、保険数理に基づいて運用されるいろんな厚生年金その他の保険、こういった年金との間に差があつても、これはやむを得ないのじゃないか、このように考えております。

○受田委員 さらに、退職時の俸給を基礎にしてその後の年金額が決まるという原則、これも局長さんは肯定されますか。退職した当時の俸給を基礎にして退職年金が決まるという見方をとつていいという……。

○小泉政府委員 先生御指摘のように、一般文官については大体そういう原則がとられております。ただ、軍人恩給につきましては、過去の非常に長い経過がございまして、必ずしもそうなつていない、このように認識いたしております。

○受田委員 一般文官については大体そのとおり、退職当時の俸給と、その前の一年とか二年とかいう俸給を考へる場合とあると思うのですが、退職時の俸給は、退職時に月給が上がつてそれをもとにするというたてまえてなくして、これまで退職する時点とさかのぼること一年間の給与、こういうような形にするところもあれば、それよりも多少違つた、地方の公務員などはちよつと違つたことをやるところがある。やめるときにばつと上げていくことは許さないことになつておるのかどうかです。

○小泉政府委員 普通退職の場合でございますと、一年前の俸給の一号上位をとるとするのが原則になつております。

○受田委員 御指摘のとおりになつておると思うのですが、ここで一つ問題が起ころのは、退職金の支給について五割増し制度など、いろいろな制度がありまして、やめる時期に肩たたきあるいは強制退職というような、いろいろな退職時の事情があるわけですから、その事情によつて退職金が違つておる。年金でなく退職金の方が、そこにいろいろ不公平という問題が起こつて、地方公務員の中にもそういう問題が起こりまして、公務員災害扶助の法律等にもいろいろな制度がありまして、一般民間人を見ると、この退職金についてはいろいろな批判が出てきておる。つまり退職時の俸給を基礎にする、退職した事由、こういうものに對して、それと年金とは私は全く別になければならぬと思うのですが、退職金というものの

についてはちよつと日を改めましょう、別の問題です。

年金だけに限定してひとつお尋ねしたいのですが、いまあなたから後段の御答弁がありました、旧軍人についてはどういふのは、どういふものをお考えになつておられますか。

○小泉政府委員 ただいま申し上げましたのは、旧軍人につきましては、ずっと以前からその階級に応じた仮定俸給、これが定められておりまして、これに基づいて恩給が計算される、こういうシステムになつておるといふように理解しております。

○受田委員 階級に応じた仮定俸給、それが一つ問題になる。しかし、現在ではもう民主主義の新しい時代になつておるのですから、古い軍人関係も、現に退職時にもらつた俸給を基礎にして計算してあげていいのじゃないですか。もう当時の軍人階級などというものは、亡くなられた英霊、靖国神社に奉祀されている英霊にしても、おれはかつて大將であつて君は部下であつたというふうなことでなくて、大將も兵も、靖国神社に祭られておる方々については、英霊としては同じ英霊です。そういうものに旧軍時代の階級がそのまま残る生きるといふことでなくて、実際にもらつていた俸給で退職年金を考へてあげてしかるべき時代だ、時代が百八十度変わつておるのですから。いま指揮の海軍の旧特務士官、准士官などは――大尉、中尉、少尉、そのあたりには特別長期勤続者として優遇措置をとつてあるが、それを下回る仮定俸給で年金がもらわれておる。実際にもらつた俸給を基礎にして年金を支給されてない。特に、特務士官、准士官等は、長期勤続軍人として苦勞された、それに應じた俸給をもらつておるのです。旧軍人の大尉の千四百七十円という俸給は大尉の初号であり、それは特務少尉の上号である、少尉の俸給と大尉の俸給は同じである。一般大尉の初号と特務少尉の上号とは千四百七十円であつたわけですから、階級を乗り越えている。一階級くらい違つておるのです。

その長期勤続者に対して、いま昔の階級に應じて、昔の階級による仮定俸給を基礎にしてということではなくして、もうこの生まれ変わったような新しい時代、このあたりで敢然と特務士官、准士官の年金については、退職時にもらつた俸給を基礎にした年金を支給する。それは、そのときにやめた一般士官の諸君だつて、特務士官の待遇をやめたときの俸給をもとにしてやることは反対だといふことを言われる人は決しておらぬわけですから、人数もたくさんおらぬし、お年も五十を過ぎた人ばかりになつておる。私、毎回これを指摘してゐるのですが、ちよつとはしくなく、いま退職時の俸給を基礎にしない対象者が旧軍人にあるとおっしゃつた。特務士官をいま例にとりまして。御答弁をいただきます。

○小泉政府委員 これも先生すでに御承知と思いますが、軍人の恩給につきましては、ずっと以前はその勤務年限と階級によりまして恩給額そのものが決まつておつたわけでございます。その後、その恩給額を仮定俸給に置きかえて一階級一仮定俸給といふことが、そういうことで恩給が計算されてきた、こういった事情にあるわけでございます。

それで、ただいま御指摘の俸給額に應じた恩給計算ができないかということでございますが、軍人さん方といふことは、大体昭和二十一年で軍人恩給が一たん打ち切られたわけでございますが、それを二十八年にさらに復活したというふうな事情で、二十一年以降に軍人さんというふうなものが存続しておつたならば、いろいろな問題の解決の仕方、これは、現在いろいろ見ましてもかなり俸給が上がつておるといふような実情に照らしまして、あるいは実態的に問題が解決されたのかもしれませんが、二十一年という時点で考えますと、やはりそのときまでの軍人さん方の期待権と申しますか、そういうものがそのまま引き継がれてゐるというのが現状ではないかと思ひます。それで、御指摘の点でございますが、現在の運用と比較しましていろいろ問題があることも理解

できますので、もう少し研究させていただきたい、このように思います。

○受田委員 これは十分研究していただいて、適切な処置を要望しておきます。

次は、昨年も早く提案したのですが、一般の公務員退職者の格差は正のことです。先般、七十歳以上の人と以下の人に分けて、七十歳以上の人は三号俸の引き上げ、以下の人は二号俸の引き上げということ、昭和二十三年六月三十日以前の退職者の最初の改正から六回目でした七回目の改正で、三号と二号に分けて、七十歳を基点にして格差は正の措置をしていただいたわけですが、この措置で旧退職者とそれから新しい退職者との間の格差は正が完全にできたとお考えでございましょうか。どうでしょう。

○小政府委員 古い公務員の方、昔やめられた公務員の方と新しい公務員の方、この間に、古い人の方が新しい人よりもどうしても俸給その他が低くなっているという傾向は、傾向としては否定できないのではないかと考えておりますが、ただ、ただいま先生御指摘の昔の公務員といまの公務員との格差という場合に、問題が二つあるのではないかと思います。

一つは、昭和三十四年以前にやめられ、恩給を受けておられる方と、それ以降に共済年金を受けておられる方との差といえますか、この比較でございしますが、これはもう十分先生御承知のとおり、いろいろ制度上の違いもありまして、恩給と共済年金との差、これはある場合にはやむを得ないのではないかと、このように考えております。

ただ先生おっしゃるのは、昭和三十四年以前にやめられた恩給をもらっておられる方同士の比較ということに相なるかと思えます。この場合、先ほど先生も御指摘のように、昭和二十三年に非常に大きな公務員給与制度の改正がございまして、ここでもいろいろの不均衡が確かに出たのだらうと思えますが、昭和二十七年以降五回にわたってまして、こういった不均衡は正が行われてまいっております。

また、ただいまおっしゃいました格差は正でございしますが、これもいま御指摘のように、昭和四十八年とそれから昭和五十二年、二度にわたって、かなり大きな格差は正が行われているわけでございます。

これで終わったのかという御質問でございますが、先生先ほど恩給の中に社会保障的な考え方も最近取り入れておられるのではないかと、こういう御指摘があったわけでございます。私も老齢者に対する優遇措置といえますが、これをいろいろ考えまして、これもまた是正に役立っているのではないかと。昨年までは八十歳以上の方に十年間三分の二のかき上げ、あるいは七十歳以上の方に三分の二のかき上げ、あるいは七十歳以上の方に三分の二の五年間かき上げする、こういった制度をとってまいったわけでございますが、ただいま御審議いただいております改正法におきまして、これをさらに七十歳以上の方に十三年間、と申しますのは十七年間の最低恩給年限を勤めた後さらに十三年間、三十年間勤めた方には三分の二のかき上げを差し上げる、こういうようなことも行っておりまして、このような措置を今後また続けるかどうか、これはいまの段階では何とも申し上げられませんが、ただいま先生御指摘のような趣旨も含めまして、今後老齢者に対する優遇措置といふものを検討してまいりたい、このように考えております。

○受田委員 厚生年金の問題でちょっと比較してみたい点があるのです。厚生年金の再計算率適用という問題に通算方式というのが一つとられた。この通算方式は、共済組合の共済年金の方へは、これが昭和三十五年を基点としての前後の問題になつてくるのですが、採用されている。その方式を恩給受給者の恩給期間の方へもこれをね返していくという、特に薄給の皆さんの優遇措置になるといふ問題があるのです。この問題について、両方比較検討されて、格差は正の一翼として御検討されたことがあるかないか、御答弁いただけます。

○手塚説明員 お答え申し上げます。ただいまの点、先ほど局長が答弁いたしましたように、古い方と新しい方、いろいろな差があるのじゃないか、勉強した際に、一つの制度間格差の問題として大きな要素だといふふうに実は理解した点でございます。要するに、共済制度に足を踏み入れた方と恩給制度だけで職業生活を終えた方、それに対する年金はやはりいろいろな意味で差がある。それを分析していきまして、その一つの大きな要素が制度の違い。その制度の違いのうちのもう一つ大きな要素が、実はわれわれは通老方式と称しておりますが、共済年金の方でそういった関係で取り入れたものだと思いますが、そういったものを取り入れるということ、大きな差が出てくるというところはわれわれも認識しております。それなりに検討はしております。ただ問題は、やはり厚生年金と共済年金、通算年金制度をとっております。そういう関係で入ってきた。それをなまで恩給制度をどう評価できるかという点はいろいろむずかしい問題がございまして、われわれの研究課題の一つとして勉強しているところでございます。

○受田委員 この厚生年金の再計算率の適用に取り入れられていた通算方式、この方式を恩給を受ける皆さんにそのまゝ適用するということになると、いまの低い額の皆さんにその方式を取り入れることによって、つまり新しい方の共済年金でやっている方を比較して、有利な方を恩給の方へ集中的に持っていくというような改善ができるということでございます。したがって、この問題はいま御研究されておることでございますので、三十五年を基点としてその前に恩給法の適用を受けて、その後共済年金の方の適用を受ける、その人々が両方にまたがっているような場合に非常な差ができてくる。だからまたがっている人の処遇改善では、この方式を有利な方へとってあげるといふことで、格差は正の大変な革命ができると思うのです。

この問題は、いま局長がせっかく指摘されましたが、古い退職者は、依然としていまでも格差は正が完全にできていないという認識に立っている人がたくさんある。たとえば三十年前に同じ学校長として、非常に優秀な学校長として退職した人、現在一級の校長として特一を受けて退職する人二人を、在職勤務年数と退職後の年金とを比較してみると、明らかにまだ大きな差があるので、二割も三割もある人もあるわけなんです。この問題はどうか解決するかと言ふと、かつて共済年金制度を提案された大蔵省としては、やめたときの校長は、昔は判任官の待遇であつて、たまに奏任待遇があつた程度で、非常に低かつた。いまは部長と同じぐらいの待遇を受けるようになっておるが、それは歴史的な制度の差でやむを得ない。昔はもう本当に一番低い。警察官も同様です。警察官も判任待遇の警察官として非常に低い給与をもらつた。それをもとに恩給年金額が決まるのであるから、低い年金を受けることはやむを得ないという大蔵省の御答弁が久しく続いたわけなんです。しかし、それに対して、いまのような格差は正を数回繰り返すことによって非常に接近したけれども、なおその間にそうした退職当時の地位というもの、いまと比べて非常な差を持っているものが、そのまゝ余韻が残っている。これをどう解決するかという問題を、いまの通算方式をあわせてこれから御検討いただきたいと思ひます。

○小政府委員 ただいま説明員の方から御説明申し上げましたように、いろいろ検討いたしておりますが、私どもの一つの問題としましては、恩給と共済との間に通老があるという場合は、あるいは余り問題ないのかもしれないが、恩給同士の中でこの通老方式を取り入れますと、先生いま御指摘のように、俸給が低くて勤務年限の長い人が非常に高い恩給を受ける。したがって、勤務年限の差によりまして、例を挙げますと係長さんの方が補佐の人よりも高い恩給を受ける、こういったような逆転現象も起こってくることもありません。いろいろ検討いたしておるわけでございます。

○受田委員 いま通老方式と言ふ、われわれは通老方式と言ふ。言ひ方がいろいろあるのですが、

いま通算というのは、私たちは通年と言う。いま通老とおっしゃいましたが、同じ解釈でございませうが、こういうことは格差は正の問題点としてひとつさらに十分御検討いただくことにいたします。

それから雇用関係と勤務形態について、雇用関係も一本にした共済年金制度ができておるのでございませうから、ここで問題になるのは以前正式の任官行為ではなくて、これに準じた常任雇用方式をとられた、教員の場合でしたら、准訓導、これは訓導に準じたのでありますから教わられております。代用教員、准訓導心得というポスト、これにあつた方がまだ残されておられるわけですが、勤務形態は責任を持って全く同じような教育をやつておつたわけですから、これが外れているわけですから、このあたりで勤務形態を全く同じにして勤務されたという人々を同様に扱っていくという意味で、准訓導心得、代用教員をこのあたりできちつとこの中へ入れてしかるべきではないか。

○小籠政府委員 准訓導と代用教員の関係のお話でございませうが、この准訓導という方々は恩給公務員の対象とは考えられていないわけではございませう、これは恩給そのものが勤務形態だけで恩給を給するか否かというのを決めるようなシステムにはなつておりませんで、任用条件といふか身分といふか、そういうものを取り入れた制度でございませう、したがって准訓導に對しては、恩給公務員としてこれを見ていない。ただ非常な特例措置といつしてこれを通算する、これも以前はその期間の二分の一を通算する、資格年限として通算するわけではございませうが、准訓導から引き続いて訓導になりました場合に、その准訓導期間の二分の一を通算する、こういう特例を設けておつたわけではございませうが、その後、この二分の一は全期間ということにも改まりましたし、また引き続くという条件が以前あつたわけではございませうが、その間若干空白がありまして、空白期間が、いろいろ学校に入るためとかそういう場合には、これを認めるということ

で、これに通算していく、こういうような異例の措置がとられておるわけではございませう。

代用教員といふのは、特殊な事情がある場合にこの准訓導の補助をするということではございませう、准訓導自身が恩給公務員として考えられない現在の状態で、代用教員をさらにそういう優遇措置に乗せるということでは非常にむづかしい問題があるのではないか、このように考えております。

○受田委員 本官以前の雇用人期間というものを通算する新しい方向を打ち出してもらつたという意味からは、この問題は、雇用関係というよりはもうちゃんとした教師、りっぱな先生であつたのですから、教え子から見れば同じですよ。代用教員という先生は程度が悪いというんじやなくて、同じ師として影響力を与えておるんですから、この問題はそういう意味で影響力の問題をも含めてひとつ御検討願ひたい。

もう一つ、福祉年金との併給問題、しばしば問題に出ておるのですが、厚生省としては、老齢福祉年金の問題、その他の福祉年金の併給ですが、これは直ちに併給をせよという要求をわれわれも続けてきておるわけですが、段階的な問題として、たとえば七十五歳とか八十歳以上の老齢に達した皆さんだけはもう余命が余りない意味で福祉年金を併給することをこの際やるという段階的な提案、一挙にできない場合は段階的という道があると私は思ふのです。御答弁いただきます。

○長尾説明員 お答え申し上げます。

先生よく御承知のように福祉年金の制度は、国民年金ができましたときにすでに高齢になつておられました方、または国民年金に入られなくても年金の受給資格に結びつかない年齢層の方を対象といたしましてできた制度でございませうので、この考え方からいたしますと、原則といたしましては他の公的年金と併給はしないという考え方が原則でございませう。しかしながら、現実には非常に低額な公的年金の受給が行われておるといふ事態に着目いたしまして、ある一定の限度額を設けま

して併給をいたしてきておるわけではございませうが、ただいま先生のお話のように、公的年金受給者の中で年齢をひとつ限つてはどうかというお話でございませうが、現実問題といたしまして、高齢の方、恩給受給者にとどまりませんで高齢の方の年金の受給額は必ずしも低額ではないと思ふわけではございませう。

福祉年金の本来の併給のあり方というこの考え方からいたしますと、高額の方であつて、ただし高齢であるという方に併給するということは、現実には福祉年金受給者は七十歳以上でございませうので、ある意味では皆さん高齢でいらつしやると思ひますので、七十歳を超えておられて、ある一定の限度額の中で支給されないという方との均衡、具体的に申しますと、私どもの国民年金の中でもうすでに五十年年金の受給者、十年年金の受給者が七十歳を超えておられますが、この方々は全く併給されておらないわけではございませうので、こういった現実から見ますと、いわば皆様の間の均衡をいたしましては、ある年齢を限りまして高額な方に併給をするという考え方はとれないといふふうに考えておるわけではございませう。

○受田委員 いまお答えいただいた中に年齢的な、たとえば八十歳、七十歳に達してもらう福祉年金を、八十歳と言へばもう非常に先が見えた方であるから、年齢を限つてやるといふことは政策として非常に大事な問題だと私は思ふのです。ただ、そうした制度的な問題の中で、そうした福祉政策、公的年金受給者の中で高齢に達した者に對して一方で敬老の精神を果たしていくという意図で、全面的に福祉年金の併給が直ちに実行できないとすれば、段階的な手段として私は政策的見地からの提案をしていくわけで、この政策的見地も不適当だといふ御答弁でございませうか。

○長尾説明員 現実問題といたしまして、福祉年金自体は公的年金制度の中で補完的な役割を果たすという形で設けられておるものであると思ふわけではございませう。そういう意味では、現在の公的年金の持つております役割、いわば老後の生活を支えていくという色彩といひますが、そういう性格を補完するものとして考えざるを得ないと思ふわけではございませう。先生の御提案は、敬老といひますが、高齢になられた方に国として一つの敬意を表するといふ意味の政策として、私が、とれないどうこうというのを申すものではないかと思ひますので、現在の福祉年金の制度上の方からいってなかなかとりがたいのではないかと、こ

ういうふうな申し上げたわけではございませう。

○受田委員 総務長官、せっかく年金課長さんの御答弁ですが、これは政策論になりますので、恩給受給者で年齢八十歳に達した場合は福祉年金を併給するといふような高度の国家的政策といふものを、これはむしろ総理府などから厚生省に呼びかけてもらつて併給を直ちに実行するといふ、われわれ毎回これを要求しておるのですが、その段階として、第一次的な年齢的な措置といふものを配慮してよいんではないか。福祉年金全面併給、これをわれわれ要求してきた。しかし、段階的な実施とすれば、八十歳以上とかいうような年齢を切っていく。すでに八十歳以上には三分の一の加給の制度を恩給法で認めておるわけだ。八十歳という年が出ておるのです。長期勤務者で八十歳以上生きた人を、福祉年金でも長生きおめでと、こやれば、人生に生きがいがありますね。金額にしてはささやかだが、愛情ある政策の断行は、むしろ国務大臣として稲村先生が閣議で提案して、これを実行に移される方がいいと私は思ふのです。大臣の御決意のほどを伺いたい。

○稲村国務大臣 お答えいたしますが、厚生省の所管でございまして、恩給ではそういう制度は取り除かれておるわけではありますが、厚生大臣にも御趣旨の点はよく伝えておきたい、こ

ういうふうに思つております。

○受田委員 傷病恩給に触れない。

今回の法改正でもういぶん前進していただいておりますが、長期にわたつて戦傷病者として苦勞されている戦傷病者も平均年齢はもう六十歳に

近いわけだ。

「委員長退席、村田委員長代理着席」

そういう方々の前途にも人生の限りがあるわけ
で、重ねてこういう人々が生まれるわけじゃない
んでございまして、このあたりで戦傷病者に対
する処遇について、それで間差の是正措置がし
ばされてきておるんでございましてけれども、項
症七、款症四、その昭和八年と昭和十三年の間
差は正におさまってそれそれの改正がされてき
ました。いま政府は、昭和八年の間差と昭和十三年
の間差の是正、どちらが戦傷病者に有利な考えであ
ると思われ、御答弁を願います。

○小政府委員 間差の有利、不利というのはち
よつと意味がわかりかねるのでございましてけれ
ども、先生御指摘の昭和八年と十三年とを比較い
しますと、昭和八年の方が間差としては、水準が
高いと申しましようか幅が小さいと申しましよう
か、そういう関係になつてゐる、このように理
解しております。ただ、先生御指摘でございま
す、間差というものがあつて、それで傷病恩給を
改正しておるとのことではございまして、傷
病恩給はやはりその受けられた傷あるいは病、こ
ういったものの重さの程度あるいはそういう傷
病が社会生活や経済生活に与える影響の度合い、
こういったものを考えまして、傷病恩給というも
のを考えていっておるわけではございまして、そ
の点あわせてお答えいたします。

○受田委員 ことしから傷病年金受給者の中で減
額措置を全部解消しましたね。五%なくなつた。七
項症と四款症の間差が一応ここで解決した形
です。ところが、款症の方々の処遇については、
これは個人の情において、傷が軽いだけに少し間
差は正を有利にしてあげる必要がありはしないか
という感じを持つのです。特に四款症の方々と
いうものは、もつと間差のな優遇措置をとつてあ
げてしかるべきじゃないかと思ひますが、どうで
しうか。

○小政府委員 傷病恩給の改善につきましまして
は、先生も御承知のように、やはり非常に軽い方

にもいろいろ手厚い恩給が出るようにという配慮
もいたしておるわけではございまして、今年度も兵
のアップ率の七・一八%にさらに六万円から三万
円の上積みをする、こういう制度をとつており
まして、詳しくまだ計算しておるわけではござい
ませんが、今年度の改正案によりまして、この間
差率というのは昭和八年、先ほど申し上げまし
た間差率の間の非常に狭まつておる率、これに非
常に近い、ほぼ同じだと言つてもいいんじゃないか
というぐらゐに近づいてきておるのも事実でござ
いますので、その点御理解いただきたいと思ひま
す。

○受田委員 間差は正で非常に近づいて、一部は
上に行つたところもあるわけですが、しかし、それ
といふ六万、三万という優遇措置、これもわれわ
れ大変お心遣ひはありますが、思ひますが、款症
の症度の低い皆さんの場合には、実際金額の上で
やはり生活にも影響があるから、もつと間差の間
差の圧縮を圖つてしかるべきだという気持ちをお
われわれとしては持たざるを得ないということ
であつて提案をしたわけではございまして、御検討を願
ひたい。

それから、ここで症度の問題になりましたが、
毎年申し上げておるんですが、目症度の方に対す
る考え方、傷が低いというので他の民間、一般には
ない制度でございまして、傷重軍人については目
症としてかつて年金をもらつた人もあり、一時金
をもらつた人もあるわけですが、歴史的にそういう
恩恵に浴した人がいまはもう恩恵に浴してない。
金額はあえて言わないけれども、これを何かのか
つこうで年金制の復活を図るべきじゃないかとい
う提案を私は毎回しておるわけではございまして。
この点改めて、特に戦傷病者の手帳を持つてゐる人
それからこれは厚生省の関係になるわけですが、
身体障害者の身障手帳を持つてゐる人の場合に
は、国鉄あるいは公民館の交通機関に対する無賃
取り扱いの特典があるが、戦傷病者の手帳の人に
はないという問題などもございまして、戦傷病者
の手帳を目症の人にもらつてゐるわけではござい

すから、そういう場合に戦傷病者としての目症度
の皆さんを何かの形で、調査費が四百万円入つて
いるのですから、金額についてはあえてわれわれ
は申さないけれども、この段階でひとつ目症度の
皆さんに対する適切な年金制の復活という提案を
いたします。

○小政府委員 傷病年金につきましては、先
ほどもちよつと触れましたように傷病の重さの程
度、あるいはそれが社会生活、経済生活に及ぼす
影響、こういったものを考えながら改善を圖つて
まいつておるわけではございまして。

先生いま御指摘の目症でございしますが、これは
先生も御指摘のように、戦前は一時金でございま
すが賜金が出たおつたわけではございまして。ただ、
これも御承知と思いますが、下士官以下に限られ
ておつたわけではございまして。それでいろいろ考
へますのに、戦前下士官以下の方に限つて賜金が出
ていたというのは、やはり一つには軍務という非
常に厳しい環境の中での目症の程度といふことが
目症の影響度といふことが、こういふものが勘
案されておつたのじゃないかと思ひます。現在、
目症程度の方については、これはいろいろ他の年
金制度等も考え合わせますと、これに何らかの恩
給上の措置を講ずるといふのは非常にむずかしい
のではないかと、このように考えております。

○受田委員 局長さん、この問題はいろいろな方
法があると思うのですが、戦傷病者は相当の高年
齢に達していらつしやるわけで、この皆さんにし
てみれば、自分たちは命をかけて国家のために尽
くしてきたという非常に名誉ある認識も持つてい
らつしやるし、われわれもそう思つてゐる。だか
ら、国家補償の原則からいつたらその程度の障害
についても当然何らかの補償をしてあげるべき
で、それが補償から外れてゐるのには一つの片手
落ちがある。

今度の政府の五十三年度予算の中にあります四
百万でしたかの調査費、それではこの目症の皆さ
んのことも調査することになつておるのですか、
これはどうですか。

○手塚説明員 恩給問題多々ございしますので、こ
数年調査研究費ということで研究費をとつてい
ろいろ研究しております。今年度の予算には約四
百万入つております。これは仮定俸給の問題も
ございまして、範囲、通算問題もございまして、そ
れから傷病恩給の問題もございまして。そういう
それぞれの部会でいろいろ研究していく中で目症
の問題も、過去の制度等いろいろ研究しておるわ
けでございまして、今年度も引き続き研究して
いきたいというふうに考えております。

○受田委員 局長さん、研究することになつてお
りますので、この研究をされるについては、年金
支給方式をとるか一時金制度にするか、あるいは
国債を用いてある年限を限つた扱いにするか、い
ろいろ方法があると思ひますが、そういう方法も
検討をするということになるのでございましてね。
○小政府委員 ただいま先生の御指摘の点も含
め、またこれをどう実行するかどうかということ
も含めまして研究してまいりたいと思ひます。

○受田委員 ところで日赤従軍看護婦等の問題を、
私もひとつ取り上げてみたいのです。

この方々の問題は、当委員会でも長期にわたつて
しばしば何らかの措置を講ずべきであるという提
案がされました。戦傷病者戦没者遺族等援護法
は、先般社労でこれに対して附帯決議をつけてい
る。参議院の内閣委員会も附帯決議をつけてい
る。この問題は赤紙で召集されて行かれた軍人軍
属と同じ勤務をされたわけ。弾丸雨あられの中を
勤務されたか弱い女性たち、女性であるがゆえに
軍人軍属としていままです非常にこうして低い線に
なつておるが、現在は自衛隊の中には、自衛官と
して、かつての従軍看護婦のような形の皆さん
は、自衛官として将校としてつづきに活躍する人
もあるし、堂々たる自衛官になつておるわけ
です。そういうものを見ると、旧軍時代の従軍看護
婦の皆さんは、あの乙女の青春を戦地に散らした
わけだ。その意味からも全く軍人軍属に準じた扱
いをしてあげてしかるべきであるという認識、私
たちこれは多年当委員会でも問題にされて、なか

なかこれに踏み切りがむずかしかったが、稲村長官大英断をふるわれた答えを出していただいて、私もありがたく思います。これをどうやっていくかということについては、私も一つの認識を持つてはいるのですが、恩給法上の軍人軍属でないという問題は、これは法律上の問題として、私もあなたの方から出されている恩給の仕組みを見ましても、これ庶民にわかりやすい説明がしてあるわけですね。つまり軍人軍属の説明がしてある恩給法上の軍人軍属でなければ、戦傷病者戦没者遺族等援護法の軍人軍属というのがある。この戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象の中に軍人軍属と目される人が何人あるか、ちよつと厚生省から答弁願いたいのです。

○吉江説明員 軍人軍属の遺族として遺族年金を受給されておられる方々は、九万六千九百人でございます。

○受田委員 満蒙開拓青少年義勇隊、これは私、先国会でこゝで皆さんに提案しました。この方々をこの戦闘参加者等のいろいろな方法によつて救うべきであるという提案をしまして、漸次これについて改善措置をとつておられるようです。社労委員会でも、これに対して満蒙青少年開拓団に対する附帯決議がつけられて、昨年私が質問した問題を附帯決議につけてもらつておる。この方々が何人あるか、ちよつと数字がわかりますか。それと動員学徒、あの戦争末期に内地で乙女たちが戦時軍需工場に勤めて、空襲のために若い生命を失つた、そういう方々が何人あるか、数字を示されることちよつとできますか。——できません、だからそれじゃそういう方々と比べて、いいですか、日赤看護婦の皆さんはもう軍人軍属と行動をともにして、第一線で活動されたわけでございます。この方々はすでに戦傷病者戦没者遺族等援護法で遺族給与金として年金ももらつておるのです。もらつておる方々に対して、なおさらに満蒙開拓青少年義勇隊のごときは、実態を把握して、もっと全面的な救済措置をとれという要望を申し上げておるわけでございますが、日赤看護婦の皆さんは、それと比べて軍人と行動をともにしたという意味においては、まさるとも劣らない働きをした皆さんでありますから、恩給法でやるか援護法でやるか、いずれにしても国家補償の責任を果たすべきであるという提案でございます。御答弁。

○稲村国務大臣 御指摘のとおり、日赤看護婦の方々は他の軍属とは違つておる、いつも私は答弁を申し上げておるとおりであります。そういう意味から長い間本当に苦勞されて、しかもまた長い間各党とのいろいろな論議がなされてまいつたわけでございますが、今国会中に恩給法の適用がむずかしい、しかしながら、一時恩給というかなければならぬ、何らかの方法で補償をしていかなければならぬ、大体結論が見えておるわけでございますが、予算の伴うことでもございまして、それを取り上げていくかということについては、もうしばらくの間御猶予をちょうだいしたいと思ひます。

○受田委員 厚生省としては、これは戦傷病者戦没者遺族等援護法で、当然その対象にするとしてよかつたはずでしょう。恩給法から外れた場合には援護法で、昭和二十七年にできたこの援護法はそういう意味でできた法律なんだから、それで致つてしるべきじゃなかつたですか。厚生省の御答弁。

○吉江説明員 これはもう申し上げるまでもないことかと思ひますが、援護法は昭和二十七年に制定以来、いわゆる亡くなった方、あるいは現に体に障害を持つておられるという方々を対象にしてきておりました。いま御指摘の日赤看護婦につきましても、先生は恐らく元気で御存命の方をお指しだろつと思ひますが、私もはずつと伝統的にそういうことをやつておりました。そういう病氣、身体障害の方とかあるいは亡くなった方について補償をやつておりましたので、ちよつと私どもの体系にはなじまないというように考えております。

○受田委員 これは大変なお言葉をいただいたんですが、軍人軍属で恩給法で救われる者は恩給法、恩給法で救われない者は戦傷病者戦没者遺族等援護法、その戦傷病者戦没者遺族等援護法は「国家補償の精神」と第一条に書いてある。そして二十七年にスタートして、二十八年に恩給法が復活したときに、恩給法で救われる人はそれに移行したわけですね。それで日赤看護婦の皆さんなどは、当然恩給法の適用を受けない、恩給法上の軍人軍属でない方々は、そちらへ入れてしるべき。動員学徒を救つた。徴用工の皆さんも国民徴用令で救つた。満蒙開拓青少年義勇隊も救つてきた。それでは日赤看護婦も救つてしるべきだということでございます。厚生省の対象にならぬかと思ひますが、当然対象にしてしるべきじゃないかと思ひますが、つまり軍人軍属として恩給法の適用を受けない人は援護法で救つていけるのです。

○吉江説明員 私どもの説明がやや明確を欠いておつたかもしれませんが、私どもの援護法というのは、亡くなった方あるいは身体にハンディキャップを依然として持ち続けておられる方、そういう方に着目して援護行政を展開しておるわけでございます。したがって、日赤看護婦でございまして亡くなった方、あるいはその身体障害をいまだに体に持つておられる方、こういう方につきましても、軍人軍属または準軍属として当然私どもの援護の対象にしておりますが、何ともないいわゆるびんびんされておる方、これにつきましても、他の軍人軍属とか準軍属同様に私どもの対象にはなつておらない、かように申し上げる次第でございます。

○受田委員 それは元気でいるから援護法の対象になつてないんだということでございます。そうすると、これは国家がやる事業としては軍人軍属を対象にする恩給法がやるか、またはいまの援護局が、けがをしないけれども戦闘参加者として何かの形で救つていくか。新しい問題であるから、名目は厚生省がやつてもよければ恩給局がやつてもいい問題だと私は思ふのです。そういう問題で、この具体的措置を結局は総務長官、総務長官のところでやる、厚生省でなくておれがやるということになりませんか、どうですか。所管をはつきりしましょう。

○稲村国務大臣 長い間議論にはなりながらも決着がつかないわけでありました。しかしこれは声なき声と申しますか、本当に弱い人たちの集まりであつた、こういうところからなかなか決着に時間がかつたのではないかと、私はこういうふうな受けとめております。私は、長官に就任以来この問題に情熱の限りを尽くしてまいりました。そういう意味から、これは先ほど来申し上げましたが、まず前秋山副長官を長といたしまして各省との連絡、現在秋富副長官を中心としてこの問題に取り組んでおられるわけでありまして、この問題は、厚生省でなく恩給局でこれを取り扱う、しかもまたこれは誤解をされてもいけません、恩給という制度の中ではむずかしいが、しかし一時金としては絶対しない、何らかの形で皆さん方が納得のいくような形で、私は、いつも申し上げておりますように、これは女兵士である、女性兵士である、こういう受けとめ方をいたしておりましたので、今国会中には必ず決着をつけて、来年度の概算要求までにその取り方を必ず決着をつける、こういうことをお約束を申し上げておきたいと思ひます。

○受田委員 非常に明確な答弁でございます。これは厚生省ではなくておれがやるんだということであつて、社労でこの間附帯決議が出ましたけれども、それは総務長官に対する要求として出されたものと認める、検討という言葉でなくして、われわれとしては強い措置要求をさせてもらいたいと思ひますので、しるべくお願いいたします。

いま一つ、傷病恩給に戻りますが、私、しばしば申し上げております増加非公死、傷病恩給受給者の本人が亡くなつて、遺族への扶助料、これは戦傷の身となつて苦勞された本人に奥様が協力してくれた、こういうことであれば、もう戦死された方と同じ待遇にしてしるべきじゃないかという提案をずっと続けておるわけですね。一般の扶助

な、それと比べて軍人と行動をともにしたという意味においては、まさるとも劣らない働きをした皆さんでありますから、恩給法でやるか援護法でやるか、いずれにしても国家補償の責任を果たすべきであるという提案でございます。御答弁。

○稲村国務大臣 御指摘のとおり、日赤看護婦の方々は他の軍属とは違つておる、いつも私は答弁を申し上げておるとおりであります。そういう意味から長い間本当に苦勞されて、しかもまた長い間各党とのいろいろな論議がなされてまいつたわけでございますが、今国会中に恩給法の適用がむずかしい、しかしながら、一時恩給というかなければならぬ、何らかの方法で補償をしていかなければならぬ、大体結論が見えておるわけでございますが、予算の伴うことでもございまして、それを取り上げていくかということについては、もうしばらくの間御猶予をちょうだいしたいと思ひます。

料よりも少し優遇された増加非公死の扶助料が出
ておる。三号扶助料。しかしこれも正確には戦傷
病者は戦死されなかったけれども、傷病の身でず
っと生存された。その苦勞は死なれた人よりもな
お長い苦勞をされた。特に特項症や一項症とい
うのは、特項症は四肢がない、ごろごろしてお
うなど完全な看護をしなければならぬとい
うことで生活された。それが、亡くなられると一
挙に扶助料がぐんと下がってくるとなると、その
奥様の生活そのものが、青春を犠牲にして重症の
御主人を介抱された奥様としては大変なものがあ
ると思うのです。したがって、私はあえてこのた
びも提唱しよう。増加非公死は公務扶助料と
してこれを扱っていくべきだ。それから例の特例
の傷病恩給受給者、昭和三十一年の恩給特例に關
する内地等での平病死の方々に對する特例扶助
料、これも扶助料を一般扶助料と同じにして、戦
地、内地の区別のない太平洋戦争の状態から言え
ば、これも一括して、戦死者に對しては特例扶助
料を公務扶助料に切りかえてあげる。それから特
例の戦傷病者に對してはこれを増加非公死、それ
から傷病恩給の受給者に對しては公務扶助料、こ
の二つの方法をとってしかるべきじゃないかと思
うのです。もう余命が余りない方々ですし、ひ
とつ……。

○小政府委員 公務扶助料の問題でございま
すが、先生も御承知のように公務扶助料というの
は、公務によつて死亡された方、戦死をされた方
だとかあるいは公務によつて受けた傷が直接の原
因で亡くなられた方、こういった方々に對して、そ
の遺族に給付するものでございます。
増加非公死、これも先生もうすでに御承知のよ
うに、増加恩給を受けている方が平病死された場
合、それが原因ではなくて、いろいろ原因はある
でしょうが、交通事故であるとかあるいはその他
直接公務に關係のない原因で亡くなられた方、こ
れに對して給付する扶助料でございしますが、先生
御指摘のような、増加非公死でも、要するに平病
死した人でも公務扶助料を出すべきではないか、
こういうお考えについては、やはり恩給のたてま
え等から申しまして、非常にむずかしい問題で
はないかというように考えております。特に増加
非公死の場合は、兵の場合ですと、普通の扶助料
よりも三倍半ぐらいの倍率を付けて算出して
おるような優遇措置も講じられておるわけござ
いますし、また最低保障額等についてもその改善
には年々努力してまいっておるところでございま
すので、何分の御了解をいただきたいと思いま
す。
○受田委員 いまの問題は、私は引き続きひと
つ御研究願つておいて、問題として残しておいて
もらいたい問題です。
もう一つ御答弁願いたいのは特例傷病恩給、こ
れは昭和五十一年にこちらでできた措置でござ
います。特例扶助料と同じ意味で、これはいま年
額が十分の七・五になっておるのです。これを是
正して遺族補償として十分の十にせよ、この提案
についてはどうなるか。それから特例傷病恩給の
中で項症の方々に普通恩給を併給してしかるべ
きじゃないか、これはどうでしょう。それからも
う一つ、大東亜戦争と限つておりますが、昭和十
六年十二月八日以前の皆さんも、内地傷病の皆さ
んと同じように扱つたらどうか、これはもう時間
も参りましたので、一括して簡単に御答弁願いま
す。
○小政府委員 簡単に申し上げまして、特例傷
病恩給は、先生、大東亜戦争とおっしゃいました
が、その期間に内地その他で、公務というよりは
職務関連ということで傷病を受けた方という
ことになっておりますので、これを公務と一緒に
考えるというのは、恩給全体の従来の経緯ある
いは秩序、こういったものからやはりむずかしい問
題があるのではないか、このように考えておりま
す。
○受田委員 これは私もちよいちよい質問して
おるが、有期の恩給を無期化するということ。こ
れは皆さん年をとつてきましたから、五年ごとの切
りかえは非常にむずかしいと思うのです。有期恩
給は事実問題として八五%以上は無期化されてお
るので、五年五年で暮らしても何も症状の変
化がない皆さんですから、有期恩給はすかつと無
期化すること、それから検診制度を廃止すること
にもうこのあたりで踏み切られたらいいと思いま
す。どうぞ。

○小政府委員 有期恩給と無期恩給の關係で
ございしますが、有期恩給は、傷病が今後治る可能性
があるという者について五年間の有期ということ
にいたしておるわけでございますが、先生御提案
のような、高齢者についてはずべて無期にすべき
ではないか、こういうことでございしますが、有
期、これは病の性格といひますか、状況といひま
すか、これによつて決めておるわけでございます
て、年齢ということではこれを切るというのはな
かなかむずかしいと思ひます。
ただ、現実問題といひましては、そういった
先生御指摘のようなお年寄りの方、この方は大体
症状が固定されておるといふような方が多いか
と思ひます。実際の運用では、お年寄りの方にはな
るべく無期化するような運用を現実にもつてお
りますし、ただいま先生が挙げられた数字でも、
かつて、十年くらい前の四十三年には、無期を受
けておられた方は全体の七〇%ちょっとといつた
ところでございますが、いま御指摘のように最
近これが八五%まで上がつてきておる、これはそ
ういつた経年による変化といひますか、老齡化が
反映されておるのではないかと私は考えておりま
す。
○受田委員 もう最後に二つだけ。これは厚生
省、ちよつと御答弁をいただきたいのですが、国
鉄乗車賃扱いの是正について、特急の料金、新幹
線を含む免除の御方針を決めておられるのです
が、これはどうですか、いつから実行していただ
けるわけですか。
○吉江説明員 ただいま御指摘になりましたよ
うに、五十三年度から国鉄の、いままでは急行料
金までサービスを受けておりましたが、これを特急
料金にしたいだくという方針が決定いたしました

た。五十三年度からでございます。もう五十三年
度に入つておるわけでございますが、私も運
輸省といふいろいろ実施につき相談をしなければい
かぬ。運輸省はたゞいま非常に繁忙をきわめてお
りまして、私も積極的に運輸省と相談をしながら、
なるべく早い時期にこれを実施に移したいとい
うように考えております。
○受田委員 課長さん、同時に私が多年提唱して
いる例の無賃乗車証を出す、介護者の制限を廃止
する、四項症以上の家族共用、この提案も今度し
ておるわけですか。
これでお話を終わりたいのですが、昭和六年九
月十八日以後の方々に對する傷病に限つた、戦傷
病者の妻に對する特別給付金支給法があるの
です。大東亜戦争からシナ事変、さらに満州事変ま
でさかのぼつたのです。それ以前、濟南事変、シ
ベリア出兵の方々も少数ある。だから、戦傷病者
とあれば、その奥さんには、古い方でも八十、九
十のおばあちゃん、戦傷病者の奥さんにも、この
まま一緒に、人数がごくわずかですから、昭和六
年の満州事変以後でなくて、その前のおばあちゃん
の方々に一緒にやつてあげましょう。いいこと
ですよ。その二つを御答弁をいただいたら、私は
質問を終わりますよ。
○吉江説明員 第一点の、いわゆる戦傷病者の介
護者の単独乗車、これは先生から長年御指摘を受
けておりました、私もよく検討がやや遅いところ
もございしますが、一生懸命たゞいま法制局と詰め
ておりまして、何らかの形でこれをやりたいとい
う研究を進めております。
それから第二点でございしますが、私もどの制度
は、未曾有の悲惨な今次大戦といふところから対
象にしておりますので、今次大戦といふことにな
りますと、やはり満州事変までさかのぼるという
のが限度ではないかというように一応は考えられ
るわけでございます。
○受田委員 これで質問を終わりますが、ちよつ
と反論しますから……。
満州事変が限度などというのはおかしいです

よ。濟南事変は昭和三年にあつたのです。昭和六年まで認めたなら——初めは昭和十六年の大東亜戦争であつた。それからシナ事変の昭和十二年になり、それから満州事変の昭和六年に上がつた。もう三年、濟南事変はすぐじゃないですか。もう一つぜひやつてもらいたい。

もう一つ、奥さんが戦傷病者で、戦傷病の奥さんを一生懸命に支えてきた御主人に對しての特別給付金は、当然これは男女同權——さつき男女同權は稲村長官が言われたが、今度は逆に奥さんが戦傷病者で、御主人は戦傷病者を一生懸命守つて、しかも奥さんに死なれて後には独身で通さなければいかぬというやうな、やさしいだんなには、戦傷病者の妻に對するのと同じやうに、夫に對して上げるということ、これは英断が要りますよ。これは大臣でなければやゝあいが悪いかな。あなたではむづかしいかな。むづかしいと言へば、大臣によく言いつけていただければ、それでいいですから、要望を省議に持ち出しますということをお答弁いただきたい。

○吉江説明員 戦傷妻を介護してきた夫に對しても特別給付金を支給せよという御提案でございますが、日本の社会では、妻の置かれた立場、置かれるべき立場というのはいささか違ふのではないかと……。

○受田委員 何が違ふのですか。恩給法では夫に行つておるのですよ。年寄りの恩給は行つておるのですよ。違ひはせぬ。

○吉江説明員 そういうやうに私も一応考えておりますが、まあ検討はさせていただきますかと思ひます。

○受田委員 それじゃ仕方がない。総務長官、あなたの方から厚生省へ言いつけてくださいね。お願いします。

○村田委員長代理 これにて受田新吉君の質疑は終了いたしました。

午後三時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後三時四十二分開議

○始開委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。上田三三君。

○上田委員 総務府長官に、私は部落問題につきまして一言御質問申し上げたい、このように思ひます。

去年の国会でも、同和対策事業特別措置法の強化延長の問題につきまして、私も発言させていただきましたが、わが党初め、各党の先生方からも積極的な熱心な発言があつたわけでございますし、また、今国会におきましても、予算委員会を中心にいたしまして、長官なりあるいは総務大臣の見解を多くの先生方からいただかれたわけでございます。そういう点で、特に来年の三月三十一日をもって措置法が期限切れになるわけでございますので、そういう意味で、ぜひとも今国会で法律の強化延長をしていただきたという立場から申し上げるわけでございます。

特に、稲村総理府長官は、予算委員会等で、延長を含めて真剣に努力してまいりたいとか、あるいは二月二十七日の分科会でございましたか、野坂浩賢先生に、私としては延長を決断しているという、こういう積極的なお言葉もいただいたわけでございます。また、四月三日には参議院の予算委員会の総括の締めくくりの時点で、野田哲先生の質問に對して、延長決断についてはいささかも変わっていないという、こういうお言葉をいただいたわけでございます。残事業も多く、法の延長なしには相当困難である。それ

に對して、今国会で成立するやう政府は責任を持つてやるということかと、こういう質問に對して、そのやうに受けとめてもらつても結構です、こういうやうにお答えいただいておりますわけでございます。福田総理も、三月六日の予算委員会、大出俊先生の冒頭での総括質問で、相当の残事業

もあり、法の延長を含め真剣に努力すると、先ほど私が申し上げた答えをいただいておりますわけでありまして、内容充実も含めて延長するということがらつて結構だ、こういう御意見をいただいたわけでございます。

そういう点で、いまの時点で長官はこの法の延長問題についてどのように考えておられるのか、いままでの国会答弁の発言に基づいてどのような努力がなされてきたのか、今後の見通しも含めてお聞かせいただきた、このやうに思ひます。

○稲村國務大臣 過去再三お答えをいたしてまいりましたとおり、延長についてはいささかも変わるものではありません。そういう意味で、この特別措置法延長というこの法案の提出について、一日も早く各政党間の合意の成立を期待をしておるわけでありませう。

○上田委員 延長問題についてはいささかの変更もないというところで、再度確認をしていただいたわけでございます。しかしながら、長官もお認めのように、今国会での法の延長を何とか努力したいというこのやうでございますので、果たして今国会に間に合うのかどうか、何が何でも間に合

わせなければならぬというやうに長官自身考えておられるのか、それから、各党の合意ということでございますが、政府の与党である自民党で一体どのような意見が実際にあるのかという点について、われわれ自身非常に関心の深いところでございまして、そういう点につきましても篤とお聞かせいただきた、このやうに思ひます。

○稲村國務大臣 党内でもいろいろな意見があることは御承知のとおりであります。私といたしましては、残事業というところばかりでなく、いろいろな諸情勢を判断した場合にはこの延長が必要である、こういう考え方には、先ほど申し上げましたやうに、変わるものではありません。そういうやうな関係から、党に對しては、できるだけ政府の立場を理解をしていただくやうに働きかけておるといふのが実態であります。

○上田委員 長官、今国会に延長の政府案を本委員会に出していただけるのですか。

○稲村國務大臣 いま申し上げましたやうに、できるだけひとつ各政党間の合意に達するやうにと期待をかけておるわけでありませう。与党の方としまして、窓口がはつきりとできております。そういう意味で、この窓口を通じて、できるだけ今国会にひとつ間に合うやうにと、こういうお願いをしておるといふのが事実であります。

○上田委員 長官は、二月二十七日のわが党の野坂浩賢先生の質問の中で、各党との調整がなされていく中で、一部政党の一部との調整がなされていくが、それも急速に煮詰まつていくというお答えがありまして、その一部は自民党のことではないのかということ、そういう一部というのはどういふことかと追及の中で、そういう一部の人にはまた熱心な人でもあるというやうな、わかつたやうなわからぬやうな、一部の人々が反対しておるんだと言ひながら、一部の人々が熱心であるというやうな、それじゃ問題は解決しておるやないかということでお話があつたというやうに思ひます。また総理も四月三日の野田哲先生の質問に對して、与党自民党もせつかく論議をして、あとしばらく時間をいただきます、常識的な線に落ちつくと思ひ、こういうふうにお答えをいただいております。どういふやうな点で私が申し上げたいのは、やはり政府の与党はあくまでも自民党でございまして、そういう意味では大臣自身自民党から出たおられるという点にもなるわけでありませう。そういう点で国民を代表して、私も含めて国会の各議員さんの質問の中で、やはり延長しなければならぬ、延長を含めて真剣に努力するとか、あるいは決断していかんとか、あるいはその考えにいささかも変更はないということや言われておるわけでありませう。そういう点でやはり少なくとも主管大臣がそういうやうにお約束されておるわけでありませう。国民は、大臣がそのやうに言っているんだから、もう延長できるものだとい

うように思うのは当然でありますし、マスコミでもそのような論評が出ておるわけでありませう。

そういう点で、きのうも長官にちよつとお会いさしていただいた中でもいろいろ議論にもなったわけでございますが、いわゆる各党と言いましたも、社会党、公明党、民社党、その他の各党は延長問題については大体御賛成いただいている、こういうふうに思うわけでありまして、あと残つておるのは自民党ということでありまして、自民党の多くの先生方も——理解できていない先生方もありますけれども、多くは長官の国会での発言、総理の発言というものを好意的に受けとめて、大出さん、もう延長しまつせ、間違ひおまへん、というところもありませんし、いま小宮山先生も、私も賛成という意味のことじやないかと思ひますが、村田先生も、きょうから延長の署名にも捺印していただいたというふうなこともあるわけでございます。

そういう点で私が特にお聞かせいただきたいのは、自民党サイドで、いわゆる三役の方は、大平幹事長あるいは三原国対委員長あるいは江崎政調会長さん等は、われわれ社会党との接触の中でも大体延長については意見がないと言ふよりも賛成というふうにも聞いているわけでありまして、その点について党、それから大臣が当然国会で発言されたわけでありまして、閣議決定ということにはなっていないようでございますけれども、大体閣議では自民党サイドで話がつけば問題はないというふうな受けとめていいの、その点についてひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 いま閣議発言ということの所示があつたわけでありまして、これは案といふか、方向はもう延長するということについて、先ほど来も私が申し上げておるとおりであります。が、やはり各政党間の合意に一日も早く達するということを期待をいたしておりまして、各省関係、こういう関係がきつめてこの法案にはあるわけでありまして、やはり閣議決定というのには閣議決定にふさわしい条件が整つてまいりません

と、それはむずかしいのではないかと、私はこういうふうな思つております。

○上田委員 長官はやはり担当の国務大臣でありますから、同問題についての、とりわけ措置法の延長について、国会で政府としては延長したい、私たちが決断している、また総理もそれに対してこの延長を含めて真剣に努力する、こういうふうに答えている以上は、政府としてはあるいは閣僚としては連帯責任という意味で、この延長については問題ない、こういうふうに私は思ふのです。あと問題は、与党の自民党の一部の問題があるんじゃないかと思ふのですが、その点どうなんですか。もう一度確認するようでございますけれども、その点はつきりどこに問題があるのかということ、各党協議と言つたつて、それは自民党以外の党はそれほど問題になつてないというふうに私は思ふのですが、自民党だけなんですか。その点ひとつお聞かせいただきたいと思ふのです。

○稲村国務大臣 私の立場から自民党だけである、こういうことは申し上げるわけにはまいらぬと思ひます。しかし、これを促進するのには、私より先輩ということになるわけですが、総理府に籍を置かれた小宮山先生であるとかあるいは村田先生がここにおいでになるわけでございますから、やはり私よりか動かれた期間も長いのですから、必ずやこの法案の性格をお二人ともよく御承知でございますから、この辺が起爆のかぎになる、私はこういう確信をいたしております。

○上田委員 ちよつと的外れに思ふんじゃないかと思ふのですけれども、長官、いわゆる問題なのは、自民党でまだ決まつてないというところの問題があるんであつて、それははつきりしているんじゃないんですか。それじゃ、自民党以外で積極的にこの延長について反対であるという党はあるんですか、答えてください。

○稲村国務大臣 それは私も政党内でありますから、いまここでどの政党がということをお聞き、こ

ういうことはちよつと酷なような気がしますから、私の場合も全力を挙げて、先ほど来も申し上げましたように、延長ということに努力を、誠心誠意努力する、こういうことでお願いを申し上げます。

○上田委員 やはり長官は一部の政党の一部との調整が残つていて、こつ言われておるわけでありまして、その一部というのは、いわゆる与野党なにか野党なのかというところは、私は大きな問題だと思ふのです。各党の協議に集まつてくる先生方、私はいろいろ聞いているんですけども、皆怒つていますよ。問題は、政府の与野党の自民党の中に意見があるんじゃないですか。その意見が果たして正しいのかどうかという問題もあるわけでありまして、どういふことがいま問題になつておるか、私は国民の前に明らかにしていただきたいと思ふのです。お答えください。

○稲村国務大臣 何回もどういふことであります、この問題にはいろいろ議論のあることは、上田委員も御承知のとおりであります。そういう意味で各政党間の合意に一日も早く達することを期待をしておるわけでございますが、その政党は一体どこなんだ、こつ聞かれても、政府の責任者という立場から申し上げるわけにはまいりません。

○上田委員 はつきりしていることは、長官自身もきのう私に——私だけじゃないわけですが、与野党の自民党の中に反対意見があるんだということをおつしやつておられたわけでありまして、そういう点で、少なくとも自民党の三役の方々にいへば、私は大体賛成であるということだといふように聞いておるわけでありまして、まさしく政府与野党の自民党の中でも、反対といふかあるいは意見を持つておる、そういう方々はごく少数だ、こついうふうな聞いておるわけでありまして、こついう点で、少なくとも長官が国会で約束された以上は、総理が国会で約束された以上は、政府の責任で与野党を説得せよということではなけれ

ば、私は本当に内閣の責任というものはどこにあるのかと、こつ言わざるを得ないと思ふのです。だから、その点について、あなたは今国会でぜひとも成立させるんだ、もしできなかったときには政治責任をとるんだ、そういう覚悟でやるんだといふことで、そういう構えを見せていただい

て、各党というよりも、与野党の最終的な説得といふものに全力を注いでもらわなければ、各党協議と言つたつて、各党の先生方は、実際、肝心の政府与野党の自民党でまともでないといふことで皆さん方怒つておられるわけでありまして、その点について長官が一定の見通しを立てて、私は、やはり今国会に延長の法案を出していただきたい、このように考へておるわけですね。明確に答えていただきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 自民党の中で一部反対があるという、それは反対というのではなく、いろいろな議論だ、こついうふうな受けとめていただければいいと思ふのです。

そこで、それでは反対をされる人はだれか、こついうことについては、私はそれを知る必要はないと思ひます。ただ問題は、同問題の特別委員会があります。あるいはまた、政調としての窓口もあります。あるいはまた、先ほどいふようにもお二方の名前を挙げたわけでございますが、内閣委員会としての窓口もあります。そういう意味から、私は密接にこつと連絡をさせていたが、また御意見をちよつと進めたいしなから、その法案提出の方向に着々と進んでおる、こついう確信を持つておるものであります。

○上田委員 それは、今国会に法案の提出ができるように着々と進んでいるということですか。

○稲村国務大臣 そのとおりであります。

○上田委員 それで心強く感じたいわけでございますけれども、ただ、私が申し上げたいのは、長官自身も、自民党の中で反対と言ふよりも議論があるんだ、こついうふうにおつしやられたわけでございますが、その議論は、だれがどういふことを言つておるというのではなしに、大体どういふ意見がわれわれとして實際聞くにたえるものである

も、あなたは、そういう同和という言葉を使うかどうか、あなたも何か疑問を持っているような発言をあなた自身国会ですべてしているのですよ。あるいは同化という言葉を使っているのですよ。たとえばアメリカにおける黒人問題であるとか、あるいは日本の場合でもそうですが、在日朝鮮人の問題でも、そういう異人種といふか人種問題の場合も同化という言葉をいうかと思うのですけれども、事部落問題で歴代の大臣が同化という言葉を使った例はないと私は思うのです。これ一つ見ても、この部落問題を人種問題という民族問題、そういうふうにやはり考えているとしか考えられないと思うのです。いまあなたはどこからかぬようにございませうけれども、ここに議事録があるのです。先ほど例を出した小林先生の質問に対して、稲村総務長官は「私は長い目で、できるだけ同化をされてこういう差別待遇というものを一日も早く取り除くような形で何かしらいい知恵がないものか、いい知恵というのはいくつかあるものではないか、あなたに考えてもらわなくても特別措置法という法律があるし、同和対策審議会の答申もすでにあるのですから、別にあなたからいい知恵を出してもらわなくても、その精神に基づいて実施すればいいことなんですね。そうじゃないですか、長官。別にあなた自身に新しく発明してもらわなくてもいいのですよ。あるいはそういう一定の物差しをさらに発展させるという意味ならわかるけれども、十歩も二十歩も百歩も後ろを向くような形の発言をされるということは至極迷惑なんですよ。お答えください。」

○稲村国務大臣 同和対策を推進するための方法については種々見解があると思われしますが、現在の私としては、昭和五十四年度に見込まれている同和対策事業については、特別措置法を延長し、同法に基づいて実施することが適当であると考えております。

○上田委員 そんな下の方でつくった文章を棒読みにするという形だけで、この同和問題に対して基本的な精神というものを長官自身が本當

に認識をしているというようには受けとめられないのですよ。あなた自身、国会でわれわれの質問で発言して、まあわれわれも一定の評価をするとはしているわけですから、しかしながらそれで何か自分は同和問題について物すごい理解があるのだ、あとはもう自民党の方でまことしげにばいばいのだというように勉強しようとしないう態度自体には、はつきり申し上げて、与党の中でも果たして長官はわかってやっているんだらうかというふうなことを言う先生方もあるわけですね。だからそういう点で、あなた自身がこの時点でもっと理解を深めて、そしてあなたが国会で発言されたのですから、やはりそれを裏づけるような実行を直ちにしていただかなければならぬ、こういうふうに私は思うのです。

たとえば、この三月中に同和地区へ入ってこの実態を見ましようという約束をしていますね、川本先生の質問に対してあなたは、二月二十七日ですけれども、それを実行されましたか、どうなったのですか。

○稲村国務大臣 国会の情勢が許すならば、こういうことでお答えをしたことは記憶がございませう。先ほどの問題でございませうが、理解がない、こういうふうには言われておりますが、私としては、ましては、やはりこの法律を延長して、予算処置だけではうまくいかないのではないかと、こういう認識に立つて、各党にもまた与党にも働きかけておるといふことは、これは事実であります。

○上田委員 あなたはこの川本先生の質問に対して、これは議事録ですから、「同和地区を視察したことはございませうが、今年度は三月中にぜひ同和地区を視察してみたい、ぜひ御協力をちょうだいしたい」と思っております。とあなたに言うておるのですよ。何も国会の都合云々というふうなことは言っていないのですよ、ここでは一言も言っていないのですよ。ごまかしてはいかぬですよ。いつ視察するのですか、答えてください。

○稲村国務大臣 いま申し上げたように、いろいろ国会の情勢もございませうので、いつということ

は返事をすることにはまいらぬと思ひます。

○上田委員 あなた、三月中に視察すると言ったのじゃないですか、いつということでは約束しているのじゃないですか、それが過ぎていくのですから、三月でなければ四月中にとか、あるのじゃないですか。これはいつするのですか。ごまかしてはいかぬですよ。

○稲村国務大臣 できるだけ早くというふうには考えて三月中、こう申し上げましたが、やはり国会のいろいろな動きの中でできなかったわけですから、いつということはまだ具体的なものを考えておひませう。

○上田委員 あなたは「をいつたのですか、そのときの気分ではいかげんなことを言ったのですか。三月中にぜひとも視察したい、御協力してください」とあなたは川本先生に言ったのじゃないですか。これは国民に約束したのと一緒ですよ。そしていま追及されたら、今度はいつかわからない、これは一体どういふことなんですか。めんどいにつに置いているのですか。何月何日というものを私はいま聞いているのじゃないのですよ。明快に答えてください。そういうあなたの発想自身、問題がありますよ。この残事業の問題などでも、あなたは「残工事」といふような言葉も使っていますね。残工事って何ですか。同和対策の事業が残っているのですよ。これは当然、事業が残っているという問題。それはあなたが土建屋さんだからというわけで、そういうふうな、本当に何かあるときは心の問題だと言いが、片方では何かこういう形で、残事業に対して残工事だというふうな発言をする、そして三月中に部落へ入っていくと言いが、実際に入っていない。大体あなたの国会での答弁というものはおかしいですよ。先般か、大体強く追及したら余り私は答えへんのだ、それでなかつたらちよとみやげを出すんだという、そういうような発言もあなたはしているのです。国会議員の質問に対してどう答えるかということあなた自身ちよと履き違えてい

るんじゃないですか。答えてください。

○稲村国務大臣 残事業と、これはいつも繰り返して申し上げているとおりであります。そういう意味で、三月中という問題は、できるだけ早く、こういう考え方でございませうが、三月中は御承知のとおり予算の問題もございまして現地にいくというところはできなかったわけですから、それが、それは今後の問題については、いろいろ国会等々の動きを見ながら、そういう機会があればまたそれはつくらなければならぬ、こういうふう

○上田委員 長官、今月中に何とか、土曜日も日曜日もあることだと思ひます。どうですか。私はあなたはそなたに忙しいとは思わないのですけれども、どうですか。長官、連休もあるのですから。あなた国会で三月中と言ったのだから、それができなかったのだったら、それでは上田先生、ひとつ連休があるから、この連休中に何か時間を割いてみましようと言えないですか。連休もあなた忙しいのですか。

○稲村国務大臣 連休を利用してブラジル移民七十周年記念に出席することになっておりまして、大変残念だと思ひます。

○上田委員 いつから出発されるのですか。

○稲村国務大臣 二十九日から来月の八日まで、こういうふうにしていま国会にお願いをしておるところであります。

○上田委員 それは外せばいいじゃないですか、その期間だけ。その期間はだめだということになると、その前後だったら行けるのじゃないですか。あなたは「ですな。三月中に約束しながら、いまになって約束できないというのは、それはおかしいじゃないですか。」

○稲村国務大臣 先ほど申し上げましたように、三月中にと、こういうふうな発言をいたしまして、御承知のように国会の関係がどのような状態にございまして、現地に参ることはできなかったわけにございませうが、国会終了後できるだけ早い機会にお伺いをさせていただきたい、こういう

ように思っております。

○上田委員 大体国会開会中に忙しのはわかりながらあなたは三月中旬に言ったんですね。それで忙しいから行けないということだから、それだつたら——じゃないかと私言つたわけですよ。だからやつぱり国会開会中に思つたけれども非常に申しわけない、だから国会が終わつたらできるだけ早い時期にということ、私は少なくとも五月十七日に国会が終わるとするならば、やはり五月の末までにその部落を視察するということであつたら私はあなたに——と言つたことを取り消しますよ、そのことは。不穏当な発言だと言ふんなら取り消しますよ。しかしそれはあくまでもあなたが実行するというのが前提でありますから、実行しなければやつぱり——ということになつてくるわけですから、その点はひとつ確認をしていただきたい。できるだけ速やかにということ、国会が終わつたら、五月の中ごろに終わるわけですから、五月中でもあるいは遅くとも六月の初旬にはそれは実行するということだと思ひますが、そういうふうに受けとめていいですか。

○稲村国務大臣 本日に三月にできるだけ早い機会にやはり現地の状況というものを知る必要がある、こういう認識で申し上げて、三月中旬に国会の關係上お伺いすることができなかったのは大変遺憾に思つております。そういう意味から、国会終了後直ちに、いま御意見のようにその時期に、できるだけ早い機会にお伺いをしたい、こういうふうにしてあります。

○上田委員 だからあれですか、五月中、遅くとも六月の初旬までということですね。よく答えてくださいよ、あなた。けしからぬよ。

○稲村国務大臣 五月あるいは六月のできるだけ初旬までにお伺いをする。

○上田委員 私はもう歴代の大臣といひますが、あるいは総理等の部落問題に対する発言の中で担当大臣が一番認識が足らぬと言つてもいいのではないか、このように思うのです。ここに資料がある

るんですけれども、ちよつと二十年前ですね、一九五八年の一月二十四日でしたが、当時、三木武夫自民党政調会長が、四谷の主婦会館で部落解放国策樹立要請全国会議がありまして、自民党を代表してごあいさつされたわけですね。このときにこういうことを述べられていたわけですね。日本における封建的残滓はいまも多分に残っているが、部落問題はその最も大きな問題である、この問題は国策として取り上げるべきで、政党や思想を超えた社会正義の立場から解決しなければならぬ、われわれは、この問題は全国民的な視野において解決を図るべきものと考へてゐる。これは同和对策審議会の答申とか措置法という法律ができる前に、時の自民党政調会長である三木さんがこういう積極的な前向きな発言をなされておられるわけですね。同じくその年の三月十一日でありまして、これども、これは本院の社会労働委員会、亡くなられた先輩の八木一男先生の質問に対して岸元首相は、「かくのごとき事態が生じたということについては、部落民の責任に帰すべき事由はない」、「この問題は、こういう事態を放置しておるのは全く日本の民主政治の恥辱であり、従つて民主主義の完成の上からいいますと、政党政派を超越し、内閣のいかに問はず、われわれは力を合せてこの問題の解消にまいりしむべきである、こういうふうに努力すべきものである、」こういうように述べられておられるわけですね。

特別措置法が上程されたところの一九六九年の六月五日に、同じく本院の内閣委員会において八木先生の質問に対して、亡くなられた佐藤元総理が「もちろんいままで各大臣がお約束したこと、これを忠実に履行するその責任がございまして。その点はいまさらあらためて確認されるまでもないことであり、必ずいたします。はつきり申し上げます。」「あるいは「政府もそういう意味で——とにかくこの法律ができれば、ぜひつばな成果をあげるように、この上とも御協力のほどお願いしたい。また政府を鞭撻していただきたい、」こういうように、つばな成果が上がる

ようにということ期待をされる発言も出ておられるわけですね。

長官もこの発言等でもわかりますように、少なくとも戦後において部落問題がちよつと二十年前にやはり国策の問題として大きな問題になり、一九六〇年の第三十五回の国会で同和对策審議会の設置法というものができて、それから約五年経過した一九六五年に審議会の答申が出される。そしてその答申が出されて四年後に特別措置法ができて、こういうようなことでありまして、本当にもしかり同対審の答申というものが五年近くもかからずに二、三年で出ておつたとするならば、一九七〇年ぐらゐにもうこの問題は解決しているべき問題である、こういうふうに思ふのです。あるいは同対審の答申ができてから四年もたつて法律ができたこと自身、非常に遅いぐらゐでありまして、本当はもう答申ができてすぐ、一年数カ月後には法律ができて当然のことではないか、こういうふうに私は考へておられるわけでありまして、

そういう点で、法律が時限立法で十年というところで決まりながらこの十年で同和问题が解決しなかつたということでありまして、やはり政府の責任でこの事業が残つていつたわけでありまして、また同対審の答申なりこの法律の趣旨というものを考へた場合に、決して同和对策は事業だけに限定するべき問題ではない。確かにこの法律の名称は同和对策事業ということになつておりますが、決してその趣旨というものは事業だけに限定すべきものではない、これは私は明確ではないか、こういうふうに考へておられるわけでありまして、

そういう点で、私は、少なくともこの同和问题が一日も早く速やかに解決されることを望むものであります。しかしながら現実にはこの時限切れの時点でいまだお相当な事業が残つてきているという中で、やはりこの延長の問題が出てきておられるわけでありまして、私ははつきり申し上げるならば、政府の責任でこの十年間で同和问题が解決できなかったものであつて、政党の責任に帰すべき問題ではなからう、こういうふうに思ふのです。だから、各党というよりな形で協議して云々ということ自身、問題がある、いわんやこの法律ができたときでさえも各党協議というものはございまして、やはりそれである、政府の骨子というものが土台になつて各党協議がなされたということがあつたわけでありまして、今度は政府の怠慢によつてこの事業が残つて延長せざるを得ないということでありまして、当然政府が指導的な役割りを果たし、与党の一部にあるそういう間違つた考え方に對しては、長官みずから担当大臣として与党と接を深めて、あなたの政治責任で今国会に延長の法案を提出するという決意を再度ここで聞かせたい、次の質問に移りたいと私は思ふのです。

○稲村国務大臣 この法の経緯からいって、各政党間で一日も早く合意に達することを期待しておるわけでありまして、先ほど来の御指摘のように、政府としてはこれを延長する、という考え方はいささかも変わつておられるわけでもありませんが、今後各政党に私の方からでもできるだけ事情を御説明申し上げて、一日も早く合意に達するよう誠心誠意努力をいたしたいと思ひます。

○上田委員 法律の延長問題を中心に私は申し上げたわけですが、長官の方から今国会で延長するように努力する、ということでありまして、ひとつ十分に事の本質をわきまえて最後の努力をしていただきたいと思います。

同時に、今日延長しなければならぬ状況が出てきたということ自身、法律そのものにやはり大きな欠陥というのですか、あるいは改善すべき幾つかの問題があつたと見るべきではないかと私は思ふわけでありまして、そういう点で、少なくとも今国会では延長を、そして改善の身等については、本委員会でも小委員会などをつくつて十分討議すべきではないかと私は思ふわけでありまして、そういう点で、延長並びに改善について政府自身は一体どのように考へておられるのかということにつ

いてお聞かせいただきたいと思うのです。

○黒川政府委員 同和对策事業特別措置法につきましては、運動団体を含めまして各方面からいろいろ意見が寄せられているところでございまして、私どももいたしましては、これらの意見をもとにいたしまして現在検討を続けているという段階でございまして。(恩給法のときには恩給法をやつて下さい)と呼ぶ者あり)

○上田委員 ということは、どのように内容を充実するかあるいは強化するかという中身の問題は別にして、政府としても何らかの形でこの法律を充足といえますか改善しなければならぬと考えておられるように受けとめていいのですか。

○黒川政府委員 申し上げましたように、表明されております多くの意見について検討しているわけでございます。そういう方向で改正を図るかどうかという段階にまだないところ立ち至つてないわけでございます。(発言する者あり)

○上田委員 いままでわれわれの党の国会での発言の中で明らかになっておることは、延長についてもまた改善についても、政府としてそういう考えであることには変わりはないかという質問に対して、総理はどのように受けとめていただいて結構だということで、政府自身もこの改善については一定の考え方があるということを述べたと思うのですけれども、どうなんですか長官、あなたもおられたわけですか。

○黒川政府委員 重ねて申し上げますが、この法律につきましては多くの意見が寄せられております。改正すべき点についてはもちろん改正するというところでございますが、いかなる点について改正すべきか、ただいまのところ成案を得ていないという段階でございます。

○上田委員 結構でございます。この法律をただ単に延長するだけでなしに、当然やはり改正をしていただかなければならぬと考へておられるわけでありまして、同和对策協議会なり全同対あるいは市町村の議会決議等でもはつきりと、延長だけではなしに改善についても要望が上がつてお

る、これは皆さん方も御存じのことだろうと思うわけでありまして。

特に、この法律ができるときに、この法律を基法的なものにするのかあるいは全く措置法的なものにするのかということが大きな問題になったわけですね。同和对策問題というものは、期限を決めて一定期間に解決しなければならぬようなものも当然あるわけでありまして、これは限りのあることで、とりわけ同和对策事業という名で言われている問題でございまして、同時に心理的差別といえますか意識の問題、あるいは仕事とか教育という分野については、何年何月から何年何月までというように形を決められない問題もあるわけでございます。そういう意味では、部落問題が完全に解決するということまでこの法律が生きていくということではなければならぬと思うのです。(発言する者あり)そういう点で、この特別措置法を改善する場合は、あくまでもそういう基本法的なものとの措置法的なものをかみ合わせて検討をしていただきたい、このように私は考へておるわけでありまして。

特に部落地名総鑑なる悪質な差別図書が出されているというようにあることでありまして、法務大臣等もこれに対する一定の法的規制が必要だといふようなことを言われておるわけでありまして、とりわけこの措置法の中でそういう悪質な差別事件に対して一定の規制を加えるようなものが盛り込まれて当然ではないか、輿情所とかそういう一定のたぐいについては別途法規制も必要かといふふうに思ふわけでありまして、そういう点について長官の考へ方をお聞かせいただきたいと思います。

○始関委員長 ちよつと上田君、恩給の問題に全く触れずに進んだテーマだけやっていることは不適当だと思ひますので、委員長も注意いたします。時間が余りないようですが、もうじき終わりますか。

○上田委員 いや、まだありますけれども、終わつてもいいですけれど……。

○始関委員長 全く関係のないテーマだけをおやりになるのは不適当だと思ひますので、委員長からも注意いたします。

○上田委員 いや、全然不適当なことじゃないですよ。

○黒川政府委員 同和对策事業特別措置法についてはいまいろいろお述べになりました上田委員の御意見は、参考にしたすべき貴重な御意見の一つであるというふうに理解いたします。

○上田委員 何か後をせいでおられるようですけれども、私は一時間半の時間をいただいで、確かに恩給法の一部改正の質疑でございまして、確かに、わが党の方からそれを重点的にしていただくということ、私は同和对策問題について時間をとつていただいておりますわけでありまして、一部の先生方からおしかりがあるようでございまして、違うんだつたら違ふんだということではつきりしていただいたら結構だと思ふ。私が何か場違いな発言をしているような委員長の発言であつたので、その点ははつきりしてもらいたいと思ひます。

—— 続けたいと思ひます。

政府が昭和五十年に調査したところによれば、一兆二千億の残事業があるという形であつておるわけでございますけれども、しかし、私の手元にある資料によりますと、全国の千四百一十の同和地区を含むところの市町村で、五十二年の秋の時点でもうすでに一兆二千億の残事業があるということが明らかになつておるわけでありまして。たとえば大阪などでも、五十二年の時点で所定の事業が半分しか消化してない、あと半分、約三千億が残つているということが明らかになつておるわけでありまして、また奈良とか和歌山とか福岡、いわゆる同和对策の先進地区と言われているところでもさへ、まだ二倍、三倍という残事業があるということが明らかになつておるわけでありまして。

そういう点で、延長についても、そういう自治体の状況を考へると、少なくとも最低十年は延長しなければならぬ状況にあるのではないかと、こういうようにも考へます。

(委員長退席、村田委員長代理着席)

とりわけ、高校進学率などを見ましても、最近の不況というふうなこともございまして、一般の格差というものが非常に顕著なものが出てきておるわけでありまして、これは二百四十一の市の統計でございまして、これは昭和四十九年が、市全体として九三・四五%の進学に対して、部落の場合は八七・九%であるということ、その差が五・五%ということになっておるわけでございます。ところが、五十一一年になりまして、その差が七・一%というように拡大の方向を示しておるわけでございます。あるいは生活保護といひますか、そういうものについても大体五倍ないし八倍の保護率というふうな状況にあるわけでありまして。また、大学の進学率についても一般の三分の一程度であるというふうな実態が報告されておるわけでありまして、そういう意味で、この残事業が五十年調査だけでは全く不十分であつて、今日の時点では、やはり総理府として、もう一度部落の実態調査というものをなされなければならぬ。だろ、こういうふうに私は思ふのですけれども、その点について、長官として、部落の実態調査を今日時点で行ふ必要があるとお考へであるかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○黒川政府委員 昭和五十年に政府が実施いたしました同和地区調査でございますが、この調査におきましては、五十年以降以降実施を見込んでおる同和对策事業について調査したものでございまして、各地方公共団体の計画は掌握しているといふふうに考へておる次第でございます。

いま、さらにお示しの市長会その他各団体、地方公共団体等の数字につきましては、資料としてちよつといたしておりまして、これは今後資料として参考させていただきたいといふふうに考へております。

再調査についての御要望でございますが、これにつきましては、今後の検討事項であるといふように考へております。

○上田委員 ぜひとも調査をしていただかなければだめではないか、このように思ひます。政府の

調査と地方自治体との調査に相当大きな格差があるわけでありますから、あくまでも五十年調査を見た場合、一兆二千億という数字は出ております

が、実際に各府県から上がつてきたのはそういう残事業量であつて、額として上がつてきていなかつたと思うのです。たとえば集会所を何カ所とか道路を何メートルとか、そういうものでありまして、それを政府の限られた予算の範囲内でのそういう規模、基準の現行法に基づいて査定したものが

を單純に計數整理をされたものでありまして、實際は、大阪などでは、政府が単価とかあるいは規模で決めているものの二倍、三倍の予算が要つていふというような状況であるわけですから、相當な開きがある。あるいは調査自身が千力所ばかり

未調査といいますが、その中に入っておらない、あるいは各市町村は、現行での財政負担といえますか、そういう能力において上げておるわけでありまして、実際の部落の残事業すべてを出したわけではないわけでありますから、そういう点で、

実際の殯葬事業というものは、やはりもう一度細密に調査をして出さなければならぬだろう。ただ、地方自治体の現実の数字からだけでも、最低10年の延長が必要であるということについて十分ひとつ御留意をいただきたいし、とりわけ、これから同和対策事業をやる場合、たとえば自治体自ら

身も五十一年の事業の概況という形で報告しておるわけですが、これでは、国の同特法では三分の二の補助といひながら、実際は三三％の補助にとどまつてゐる。三分の二じゃなしに、三分の一しか補助が出てないということがはつきりし

ておるわけでありますから、そういう点について、やはりまず政府の責任でこういう法律の延長をし、そして小委員会でもって各党の意見を聞わすわけでございますけれども、そういう問題点と

すから、当然、強化について、内容改善、充実に
ついての一定の考え方を政府自身持つ必要がある
、こういうように考えるわけでありますので、
そういう点について、政府自身そういう改善案を

持つ、検討する構えがあるのかないのか、その点について明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○黒川政府委員 同和对策事業特別措置法の法律
 についての改正意見のみならず、同和对策事業の
 進め方についても改善すべき点があるいはあろ
 うかというふうに考えます。それらの点を含めま
 して今後検討したいというふうを考えており
 ます。

○上田委員　一九六六年九月十二日でございますが、当時の上村千一郎総理府の副長官が、同対審の答申の完全実施要求中央国民集会にわざわざ政府を代表して御出席いただいて、幾つかの前向きなごあいさつをいただいたわけでございますが、

総理府長官はこの二十一日の晩、日比谷でいわゆる特別措置法の強化延長それから地名総鑑の糾弾などのそういう集会が民間で予定されておるわけでございますが、これに出て、やはり特措法の強化延長についての政府の考え方というものについてい

て述べていたことが非常にいいのじゃないか、こういうふうに考えるわけでございます。またきのうも申し入れましたが、二十二日の朝十時ごろから、午前中の代表者と会見に応じてくれるのか、その点についてここでできればお聞かせいただきたい、このように思うのですが、どうで

○上田委員 二十二日。

○稲村国務大臣 二十二日も大変スケジュールがいっぱいでございまして、なかなかその時間がとれないかねるのではないかと、こういうように考えております。

意というものが本当にわれわれ自身どこにあるのかというように考えるわけでございまして、政府を代表して副長官あたりが民間集会に出てきて、同和問題について話をするというような機会も過

去にあったわけでありますので、そういう点で二十一日それから二十二日の会合については、長官が出られなければ出られないという理由を明らかに

に、また副長官もおられるわけでございます。そして、そういう点で、長官でなければならぬということでもないかもわかりませんが、われわれとしては、あくまでも時間を割いて長官が、多くの大衆が、国民が心配をされておるわけでありますから、あのような長官の発言もあったわけでござい

ますので、長官の考え方というものを、国会の答弁だけじゃなしにそういう集会で述べてほしい、あるいは代表者との会合でその点を明らかにしてもらいたいという考え方を持っておりますので、そういう点について、長官、そういうわれわれの

要望にぜひとも前向きで善処していただきたい。そのように要望いたしましたし、いろいろあつたようでございますが、私としては長官がわざわざ御出席でございますので、関連して同和問題にしようて御質問しようなことでございますので、その

の点に二十分に御留置いたたきました。それで、このように思うわけであります。がたい、その先ほど冒頭や途中で申し上げたわけでございますが、川本先生の発言に対して、三月中に同和地区の実態調査、視察するということを約束されながら、国会中であるにもかかわらず

ず忙しいのを前提にして、視察するといいながらがらから、今度それではいつ行くのかと言うと言を左右に、しないといふことでありましたので、それななら国民に——ついているじゃないか、——じゃないか、私はこういうふうに申し上げたわけでもないか、

ございますけれども、長官自身、今国会が終われば速やかに、五月中または六月の初旬に視察なさるということでありますから、それが実行されるならば決してその部分に対して——じやないついでありますから、私としてその発言について

は取り消しをしたい、このように思っています。しかしながら、これは実行されてみなければいかぬわけでありますから、そのことだけ、くだいようでございませうけれども、二度と——と言われな

○村田委員長代理 これにて上田卓三君の質疑は

終了いたしました。

ただいまの上田卓三君の発言中不適當な言辭があつたと思われましますので、後刻速記録を取り調べの上、委員長において適當に措置いたします。

質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 私は、主として恩給法についてお尋

ねをいたします。もうすでに各同僚委員の方からお尋ねがあった点が多いかと思うのですが、改めまして、今回提案をされております恩給法の一部改正の問題について四、五点だけ、さらに、これと関連をする具体的な問題で一、二点お尋ねをさせて

最初に、恩給の実施時期の問題についてお尋ねしたいのですが、恩給についてもようやく四月一日実施という面も出てきたわけです。しかし、それにしては、実際の問題としてはまだ公務員の給

与の実施とは一年の開きがあります。また今回も、公務員の給与にかかわる部門についてはおおむね四月一日実施になつておるわけですが、制度の改善とか新しく改定をされたといいますが、そういう一面については依然として六月一日あるいは十月一日からといふふうな、三段階に分かれて

○小熊政府委員　ただいまの御質問、二点あるかかと思ひます。第一点は四月実施、これは主として

ベースアップにかかわる分でございますが、四月一日になったけれども、まだ一年のおくれがあるのではないかと申し上げます。第二点は、今回の改正においてもなお、四月実施のもの、六月実施のもの、あるいは十月実施のもの、二月

まず、第一点につきましては、先生も御承知のように、従来は、恩給法の実施時期につきましては十月であったわけでございます。これを昭和四

十九年度から一月ずつ漸次毎年繰り上げてまいりまして、これも予算が伴うものでございますので、なかなか一挙にというわけにはまいらずに、一月ずつ繰り上げ、昨年より早く念願の四月一日というところにこぎつけたわけでございます。

これは今年度の問題でございますが、今年度につきましてもいろいろ考え方がございまして、と申しますのは、昨年いろいろな事情で二月繰り上がった四月になったわけでございまして、この点をどうするかという折衝の段階もあつたわけでございますが、とにかく私どもといたしましては四月実施を定着させたい、こういうことで、今回も四月実施ということで法律改正を行つたわけでございます。ただ、国会の附帯決議のこともございまして、先生御指摘のように一年おくれということもございまして、これらについては他の年金制度等ともいろいろ兼ね合いがございまして、そういうところとも調整を図りながら、なお検討を続けてまいりたい、このように考えております。

それから第二点の、六月、十月とおくれている改善措置はどうしてかということでございまして、これも先生御承知のように、恩給予算は一兆二千億という非常に膨大なものでございまして、この中で一月月早めるということには相当の予算がかかるわけでございます。これと、内容を手厚くする、濃密な内容を盛り込んでいく、このどちらをとるかというような選択に迫られる事情もございまして、その他の改善措置につきましてはやむなく六月ということにいたしましたわけでござい

ま。なお、十月実施のものにつきましては、これは主として断続一時金の問題でございまして、これは年金等とは若干異なるものでございまして、十月ということにいたしましたわけでござい

ます。○上原委員 確かに恩給というのは制度的にも、あるいは内容面も非常に専門的な面があつて、なかなかなじみにくい面もありますし、私もよく勉強しているわけでもないのですが、かつて二、三

回恩給関係についてもお尋ねをしたこともあるので、ある程度この経緯はわかりますが、この四、五年、特に二、三年の間に恩給関係が相当改善をされてきたことは評価をいたすわけですが、しかし、実際問題として、恩給受給者の皆さんは恩給に頼つて生活設計を立てておられるという面からすると、四月一日実施になつたといえ、まだ一年の後追い状況にあることは、お認めになつたとおりであります。同時に、今回の改正において、六月一日のものも四月一日までさかのぼるとなるとそれ相応の費用がかかるので、そういう面もやむを得ないんだ、徐々に改正、改善をしていかざるを得ないということもわからぬわけじゃないわけですが、仮にプランクを完全に埋める手だてをするとするとどういう方法があるのか、御検討なさつておられるのかという点。

いま一点は、もしすべて四月一日から改正を実施する場合は、一体予算は幾らぐらいいかかるのか。そういう面も、今後そういう方向で改正をしていかなければいけないという点については、テンポを速めるか、あるいはどの時期にするかという面ではいろいろあるかと思うのですが、やはりやらなければいけない点だと私は思うのです。どのくらいの子算が必要なのか、その点もぜひ明らかにしておいていただきたいと思います。

○小原政府委員 今回行いました改善措置につきまして、仮に一月月早める、これはいま突然の御質問でございまして、精密な数値にはなつてないと思いますが、すべてを一月月早めるということにいたしますと大体百四十五億ぐらいいかかるのではないかと、このように考えております。

○上原委員 それだけは、総務長官、もう少しがんばつていただいて、予算を確保しなければいけないじゃないですか。これは、後でまとめてお答えいただきたいと思います。

次に、普通恩給年額の増額についてですが、これも年々改正、改善されてきているわけですが、本来、よく議論になつたことは、公務員の実施時期に合わせなさいということ、いま一つは、仮

定俸給額についても公務員の賃金上昇にスライドしていけとか、公務員の賃金が上がつた場合に恩給の仮定俸給額も準じていきなさいという議論がなされて、大体四十九年ごろからですか、そういう方向に來たわけですか。今後は一体どうなるかという面がちょっと疑問になるわけですが、ことしの春閣は非常に厳しい状況にあつて、公企体の有額回答などを見ると、まさに何をか言わんやという低額回答で、これではおさまりはつかぬと私は思うのですが、いずれにしても物価上昇を下回る情勢が続く場合、恩給増額の指標をどのように判断をしていくかということ、今後のまた一つの議論になる点だと私は思うのです。同時に、公務員の給与改善が物価上昇を下回るような状況になつた場合一体どうなるのかという面も、検討しなければいけない点になつてくるかと思うのです。このうう面はどのように御検討をなさるおつもりなのか。これは恩給法第二条ノ二を引用するまでもないと思うのですが、今後の恩給年額の増額の指標といふことが、あるいはその基準といふことが、そこはどこに求めようとしておられるのか、この点もこの際御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○小原政府委員 恩給の増額といふことは、ベアスアップの指標の問題でございまして、これもすでに先生御承知のように、従来は物価を用いてその指標としておつたわけでございます。もとより物価だけではなくて、公務員給与が当時は非常にアップ率が高かつたわけですから、そのアップ率を補てんしていくような形で、いわゆる審議方式といふものをとつておつたわけでござい

まして、その後、国会の御意思もございまして、公務員給与にスライドすべきではないかという附帯決議等もございまして、昭和四十八年以降、公務員給与のアップ率にそのまま即応して改善を行つてまいつたわけでございます。

ところが、この平均上昇率で改善を行いますと、御承知のように非常に上厚下薄の形が出てくる、一定率でただ掛けていきますと年々その差が

大きくなつていく、こういう点に着目されまして、これもさらに国会の御意思として、公務員給与の傾斜といふますか、上厚下薄の傾向をやはり恩給の仮定俸給にも反映させるべきである、こういう御意思がございまして、五十二年から五十四年にかけて各等級別の上昇率を反映するようないわゆる傾斜方式というものを採用いたしました、上厚下薄という形で改善率を考えていたわけでございまして、これが五十二年、それから今回と、三年続いて行われておるわけでござい

ます。そこで恩給でございまして、これも言うまでもなく、昔の公務員であつた方々に対する給付でございまして、したがって、私どもといたしましては、恩給の改善の指標としましては、やはり現職の公務員であられる方々の改善率、これをとるのが一番ふさわしいのではないかと。また、この公務員の給与改定というものの中には、いわゆる生活水準あるいは物価、そういったものが総合して配慮されておる、このように理解しておりますので、現在、この三年間定着した公務員給与による改善、これがやはりふさわしいのではないかと。しかも、こういった指標を、ことしは給与が低いから物価にする、来年は物価が低いから給与にする、こういうふうな、しよつちゆう変えるというような性格のものではなく、やはり長い目で見ていかなければならないのじゃないかと、こういうふうに考えておりますので、ただいま申し上げましたように、給与の改善率、これを考えていくのが妥当ではないかと、このように考えるわけでござい

ます。しかし、先生も御指摘のように、いろいろ物価との兼ね合いその他今後問題が出てくるだろうと思ひますので、そういった点もあわせ検討していく、こういう姿勢でまいりたいと思つております。

○上原委員 私も、せっかく一応、指標といふますか、標準といふか、判断基準としてこう定着しつつある公務員賃金改定方式というものを、にわ

かに変えるわけにはまいらないと思うのです。年金額が物価上昇にスライドしている面ももちろんあるわけですが、したがって、仮に公務員給与が改定されないという最悪事態が出た場合は恩給の据え置きという事になっても、これまで問題なくしにあらざるもので、そこいらは、いま問題なきように、物価上昇ということと公務員賃金改定という面も、よく、総合的に見ますか、総体的に判断をして、指標という判断基準は求めていく、こういうふうな理解をしてよろしいですか。

○小泉政府委員 給与改定がなされなかった場合どうするかというふうな事について、いまどうするかというふうな事については、いまどうするか、ただ、恩給の改善と申しますのは、単にベラスアップだけではなくて、その他の改善といいますが、非常に社会的に恵まれない方、あるいは寡婦の方、老齢の方、こういった方々に対しての改善、これがまたかなり大きな改善の割合を占めておるわけですので、これによりまして、先ほど申し上げましたような上薄下厚といいますが、なるべく水準を全般的に上げていく、こういう働きも持っているかと思ひますので、その点も御了解いただきたいと思ひます。

○上原委員 上薄下厚の問題にしましても、二、三年前、確かにこれは相当議論になりました。ようやく最低保障額とか、あるいは下の方を底上げするという方向も出てきているわけですが、しかし、パーセンテージからいって若干抑えられているという程度で、まだまだ、生活給の面あるいは本来の社会保障の観念を取り入れるべきの概念からすると、決して十分とは言えないわけですね。その点も指摘をしておきたいと思うのです。そこで、いまの点はある程度わかりましたので、時間の都合もありますから先を急ぎますが、この最低保障額の増額問題です。これは私は、大体昔の恩給ということ自体がわれわれの概念、感覚に余りなじまない。本来から言う生活保障であつて、本来の社会保障、年金といひますか、そ

ういうのはあくまでも、かつて大將であろうが二等兵であろうが、生活していく意味においては格差があつてはならぬと思ひ、一定の水準というのは、しかし、恩給制度にはかなり古いシステム、制度が取り入れられていて、そこまではいまい触れるわけにはまいりませんので、そういう意味でも、この最低保障額の増額についても依然として格差があるわけですね、三段階に分けてある。これはきつめて不合理だと思ひます。したがつて、少なくとも最低保障額、いわゆる最短恩給年限以上の者と、九年以上あるいは九年未満というふうな三段階に区分をして、今回幾らになるのか、九年未満が二十九万四千五百円から三十一万一千円に引き上げられるわけですが、普通恩給の六十五歳以上の方ですね。これはやはり、こういう改善のあり方ではなくして、少なくとも最低の保障額というものは、今度改定をされようとする六十二万二千円の段階まで引き上げるべきじゃないか、当然それだけの権利といひますか、配應はやつていいのではないかと感じますので、配應は、この点については今後とも、一挙にできないにしても、格差をもつと縮めるとか、いろいろな配應をやるべきだと思ひますが、どういう御見解ですか。

○小泉政府委員 最低保障でございしますが、恩給というものがそもそも、相当の長い年月、国のために非常に厳しい制約の中で忠実に勤務された方々の労苦に報いるという性格のものでございします。しかし、かといひまして、非常に年限の短い人でも余りにも低い、生活の支えのためにならぬといふようなことでもいけませんので、この最低保障という制度が昭和四十一年にできたわけですが、いまが、これはやはりあくまでも最低年限以上勤められた方ということで当初考えられておつたと思ひますし、あるいは老齢者優遇措置といひまして最短恩給年限以下の方にも差し上げる、こういう思想でできておつたと思ひます。それで、いま御指摘の九年という線で切るのが妥当かどうかというお話でございしますが、やはり

恩給を受けている方というのは、加算の関係もございまして、一番短い方では三年、長い方では五十年を超えるような方があつてございします。こういう方々を一緒に最低保障というふうなことにいたしますと、かえつて実質的な不公平が起るんじゃないか、こういうことも考えられまして、十二年以上の最短年限以上の方と、そこまではいかなければならない方、これを九年、まあ十二年の七割五分をいひつて、妥当かどうかわかりませんが、そういう線でも九年という線が切られ、最短恩給年限以上の人でも老齢者には最低保障をする、こういうことでその制度ができた、このように理解しております。

○上原委員 そういふ経緯といひますか、いろいろいきさつがあるというのはいかぬわけじゃありませんが、最低保障額という限りにおいては、いま少しこの点は改善すべきだと私は思ひます。そこで、これも、どちらかと言つて所要経費の面からいふと格差もあらぬ出てきていふところですが、九年以上と九年未満のそれぞれの受給者の人員数は一体どうなつてゐるかと、いふところ、最短恩給年限以上の保障額とした場合、いわゆる今度改正されようとする六十二万二千円というところに仮に最低保障額を全部引き上げたという場合は、所要経費はどのくらいかかるのか。これ、もしいまお答えいただけるのでしたらお答えいただきたいわけですが、できなければ資料としてお出しになつても結構と思ひますが、どういふ内容になつておりますか。

○手塚説明員 最低保障の九年未満の方、これを九年にそろえたいと思ひますと、現在九年未満といふことで最低保障を受けている方は約四十六万人おられます。それから、短期在職の方を全部長期在職と同じに扱うといひまして概算のくらゐかかるかと、いふ御質問ですが、平年度で申しますと千二百三十二億円かかるということになります。

○上原委員 平年度で千二百億くらい必要になるといふことが、こういう三段階に分けた一番ポイントになつておるのかと思ひます。九年未満の方々が約四十六万。したがつて、これは長官、最低保障、これだけじゃありませんが、いまだつききの件を含めて、やはりいまだ少し改正をする必要があると思ひますので、ぜひ御検討をいただきたいと思ひます。

あと一点。ほかにもあるのですが、扶助料の増額問題です。これはすでに議論されたかと思ひますが、御承知のように、昨年ですか、八十回国会の附帯決議の中でこの問題も取り上げられて、いま私が取り上げた二、三点はほとんど入つてゐるのですが、現在、普通扶助料は普通恩給の五〇%になつてゐるわけですね。けさの議論にもあつたのですが、半分というのはいくらにも低額のものを免れないのじゃないかと思ひます。したがつて、附帯決議でも、扶助料の給付水準をせめて七〇%にするよう法律上の措置を講ずること、といふことを強く指摘をしたわけですが、これがまた今回も据え置きになつておる。後ほど附帯決議も出されると思ひますが、きょうも理事会でもいろいろ議論をして、七〇%というふうに数字をはつきりさせる、明確にするのは、いろいろ政府部内なり大蔵あたりの考え方はどうもというお考えもあるといふことなどもあつたのですが、昨年の附帯決議ではちやんと、扶助料の給付水準を七〇%にするよう法律上の措置を講ずること、と明確にうたつたわけですから、これをいまさら、改善をすることとかあるいは必要な措置を講ずるといふようなことにはならないと思ひます。大体附帯決議で取り上げられてきたことは改善の方向にあるわけですが、この扶助料についてはほんとに改正しようとなさらないわけですが、何か深い理由があるのか。私はやはりこういうことこそ、改正をする優先順位から言つて、最も先にすべき問題だと思ひます。この点についてはぜひ早急に改正をしていただきたいし、同時にまた、なぜ据え置いたのかという理由、今後のお考え等に

○上原委員 平年度で千二百億くらい必要になるといふことが、こういう三段階に分けた一番ポイントになつておるのかと思ひます。九年未満の方々が約四十六万。したがつて、これは長官、最低保障、これだけじゃありませんが、いまだつききの件を含めて、やはりいまだ少し改正をする必要があると思ひますので、ぜひ御検討をいただきたいと思ひます。

あと一点。ほかにもあるのですが、扶助料の増額問題です。これはすでに議論されたかと思ひますが、御承知のように、昨年ですか、八十回国会の附帯決議の中でこの問題も取り上げられて、いま私が取り上げた二、三点はほとんど入つてゐるのですが、現在、普通扶助料は普通恩給の五〇%になつてゐるわけですね。けさの議論にもあつたのですが、半分というのはいくらにも低額のものを免れないのじゃないかと思ひます。したがつて、附帯決議でも、扶助料の給付水準をせめて七〇%にするよう法律上の措置を講ずること、といふことを強く指摘をしたわけですが、これがまた今回も据え置きになつておる。後ほど附帯決議も出されると思ひますが、きょうも理事会でもいろいろ議論をして、七〇%というふうに数字をはつきりさせる、明確にするのは、いろいろ政府部内なり大蔵あたりの考え方はどうもというお考えもあるといふことなどもあつたのですが、昨年の附帯決議ではちやんと、扶助料の給付水準を七〇%にするよう法律上の措置を講ずること、と明確にうたつたわけですから、これをいまさら、改善をすることとかあるいは必要な措置を講ずるといふようなことにはならないと思ひます。大体附帯決議で取り上げられてきたことは改善の方向にあるわけですが、この扶助料についてはほんとに改正しようとなさらないわけですが、何か深い理由があるのか。私はやはりこういうことこそ、改正をする優先順位から言つて、最も先にすべき問題だと思ひます。この点についてはぜひ早急に改正をしていただきたいし、同時にまた、なぜ据え置いたのかという理由、今後のお考え等に

ついてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

○手塚説明員 附帯決議につきましても、私も、大きな指針として、常にそれに沿つた検討を加えていくわけですが、ただ、この扶助料の割合についての七〇%という問題、これは実は、増額について先生から数年前に、上簿下厚、こういう方法があるんじゃないかということ、フラットペイ・インクリースという御示唆もいただいたのを覚えております。やはり定額的な措置をとることによって、より下の方に手厚い措置ができるというのを、われわれもそれで改めて認識したわけですが、この扶助料の問題につきましても、現在五割もらっているものを七割にするとした場合には、どちらかと言いますと、やはり、そもそもの高い人がより高い金額をもらえ、ということになるわけですが、恩給を見ますと、確かに下の方は低い層がございまして、それに対して、より適確に措置をとっていききたいということ、寡婦加算というものを一昨年導入いたしました。昨年は最低保障を、二分の一ではなくて上げるという措置をとりました。今回御提案申し上げております法案の中では、その両者、寡婦加算の増額も行い、それから最低保障もさらに引き上げるといふ措置をとっているわけですが、しかしながら、最低保障の基準となるところでは、現在、五割ではなくて、その両者合わせますと六三・七%にまで行っているわけですが、まだ七〇%に行かないのはわれわれ残念でございますが、できるところから適切な措置をとっていききたいというふうな考えでやっています。

○上原委員 そうすると、次は扶助料をぜひ上げなければいけないのじゃないか。そうでしょう。できるところからやってきたと言つて、扶助料は、あなた、六三・七%になつておると言うが、なつていない。依然として五〇%。ですから、いまの説明のように、恩給年額あるいは最低保障額を随時引き上げてきた、これはよく認めないわけじゃない、評価しますよ。年々やってきました。

かし、扶助料については、せっかく附帯決議でも強く指摘されているのに依然として据え置かれていないので、これは早晩改正する余地があるのではないかと。

○手塚説明員 扶助料の普通恩給に対する割合という点になりますと、その方法としては、確かに五割という率を改正していくのも一方法でございます。それから御指摘なされたように、フラットな形で定額的に加えていくというののも一つの方法でございます。定額的に加えていく方法をとった場合には、下の方に結果としてより手厚くなるという、そういう効果をもたらすわけでございます。そこで、一昨年、寡婦加算という制度を導入いたしました。ということと五割を超えていく。さらに、より低い方々につきましては最低保障を、対応する普通恩給の二分の一ではなくて、二分の一を超えた額にする、そういう措置をとっておるわけでございます。

○上原委員 寡婦加算の問題を含めて、いろいろ議論すればありますが、時間もあれですのでもちろん、パーセンテージで行くかあるいは定額で行くか、五〇%プラスアルファ方式で行くか、いろいろ方法はあると思うのですが、いずれにしても、何回かにわたつて指摘をされ、附帯決議もついておるわけですから、少なくとも支給額として七〇%に相当する水準まで持つていくように努力をしていただきたいと思ひます。

それと、そのほかに加算恩給の減算率の緩和の問題とか、これも以前から問題になっております他の老齢福祉年金との併給支給制限の撤廃という問題、併給問題等いろいろあります。あります。が、ほかにもお尋ねしたい点がありますので、こういう点がいまの恩給問題では残されておるといいますか、改正する余地のある諸点だと思いますので、これらの点を含めて、先ほど申し上げた各種改善を四月一日に統一をしていく、あるいはまだ相当の格差のあるものについては、最低保障の問題等も含めてそれも是正をしていく、そういう方向で、より充実した恩給全般の改正というものが必要だと思ひます。それには相当の経費が必要と思ひますが、こういう点について、今後総務長官としてはどのようにやっていかれようとするのか、まとめて御答弁を賜つておきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 長いろいろの経緯もあることだと思ひますので、社会情勢の推移、経済情勢の推移を見ながら、御指摘の点については慎重に検討してまいりたい、こういうふうな考えております。

○上原委員 大変慎重な御発言に変わつてしまいましたが、余り慎重になられると稲村総務長官の持ち味というものはなくなりますよ。いまは、慎重派ではなくして、少し型破りの政治家が必要なんです。少々脱線しようが文句を言われようが、野人の政治家がいま与党にも野党にも必要なんです、そんな慎重居士になったら持ち味がなくなりますよ。

そこで、それもお立場ですからやむを得ないかと思ひますが、できれば六時までに、それ以上少し持ち時間があつた方がよいので、関連しますから続けますが、総務長官は開発庁長官として、去る八日、九日、十日でしか沖繩に行かれて、大変歓迎を受けて、また、いろいろと交通方法変更問題などについてかなり思い切つたものを出す政府の方針のようです。そこも慎重の範囲を出ていないと言へば出ていないような感じがするのですが、大変御苦労さんでした。

〔村田委員長代理退席、小宮山委員長代理着席〕

時間があれば、その件についても後ほど少し御見解を聞いておきたいのですが、それと、私は昭和四十九年の恩給法の改正のときに取り上げたのが出されておつて、小坂さんが総務長官をしておられるころなんです、きょうこのことも私もお尋ねするということを申し上げてありますので、聞いておられると思ひます。

御承知のように、これは軍人恩給でなくして、沖繩県の文官恩給受給者の占領時における格差補償の要請が出されて久しくなるわけですが、補償額として、当時も指摘をいたしましたが、六億五千二十五万三千円という数字も出ましたが、大体該当者が千人程度おられるようで、この方々は沖繩県退職公務員連盟というものを組織して、今日まで県なりあるいは開発庁、総理府、厚生省等々に相当折衝を重ねておられておられるわけですが、まだそのめどがついておられないようです。私の当時の質問についても、なかなか困難な面もあるが、いろいろ検討してみたい、検討するということをお答えいただいたのですが、私はその後しばらく恩給問題についてお尋ねをしておりませんでしたので、改めて、この問題について開発庁なり総理府でどういうふうな御検討をしておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

確かにいま、むずかしい面もあるかと思ひます。しかし、文官恩給受給者ですから、本来、日本の施政権下にあれば当然同じような受給ができたわけですから、これについては、むずかしいからといってそのままにするわけにはいかないと思ひます。この点のように御検討をしておられるのか、御見解を賜りたいと思ひますし、何らかの方法で解決する道もあるかもしれぬから検討してみたいということでしたので、改めて政府の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○小宮山政府委員 ただいま御指摘の点、かつて沖繩県の方が、米軍の占領に伴つて琉球政府に移られた、その後、四十七年の復帰までの間に、本土と比べて恩給において非常に恵まれない状況にあった、その間の補償というところのようでございますが、先生も御承知のように、二十八年以降数回は本土と同じような状態に改善されてまいつたわけでございます。恩給の改善におきましては、そのときどきの情勢に応じまして、社会的な事情あるいはそういったものによりまして、それから先についての改善を行うというのが本旨ではないか

と思ひますので、かつて得べくして得られなかつた改善といふ事は、改善による損失を恩給でどうしようとする事は、非常にむづかしい問題ではないかと思ひます。

恩給は、毎年毎年御存じのような改善を行つておるわけですが、こういった改善が行つて行われておつたであらうならばその分の恩給がもらへたはずだから、その損失を補償しろ、こういうことになりかねないようなことではないかと思ひますので、恩給としてこれを何らかの救済をするといふのは、非常にむづかしい問題ではないかと思ひます。ただ、沖繩の置かれたまゝの面もあるわけですが、たゞいま申し上げましたように、恩給の面での改善といふのは非常にむづかしい、このように了解いたしております。

○上原委員 恩給としてむづかしければ、じゃ何としてできるのですか。

私が承つたところによりますと、ここに確かに千人程度の該當者がおられるので、その方々にこの格差を全部補てんをしていく、補償をしていくというのは容易でない、むづかしい面もあるが、何らかの形で、よく今日までとられてきた見舞い金的なもの、あるいはこの退職公務員連盟という面への助成措置とか、そういうことをやらなければいかぬというか、そういう形でもこたえていきたいという話は、この代表の皆さんとも開発庁あたりでかなり進んでいて、これも承つたのですが、そこいらの点については一体どうなつてゐるのか。いま恩給局長からも御答弁があつたのですが、開発庁の方でどういふ御検討をなさつてゐるのか、改めて具体的にお答えいただきたいと思ひます。

○龜谷政府委員 ただいま恩給局長からお答えを申し上げた点でございますが、先生も御案内のように、沖繩が本土に復帰する以前において、琉球政府立法で各種の本土横並びの施策が逐次とられていたわけですが、恩給局長が答弁いたしましたように、当時琉球政府が本土の諸立法に

ならいまして復帰前に逐次とられたそれぞれの時点が、必ずしも当時、本土の立法が発効といひましか、成立したときに同時にできた法律ばかりではございません。むしろ若干のずれがあるわけでございます。

そういうことから考えますと、いま先生は公務員の恩給という問題についてお尋ねをされたわけですが、たゞえば社会福祉諸立法の中で、老人福祉年金等各般の施策がそれぞれの立法の時点において行つてゐるわけですが、恩給の諸制度が完全に本土と一致する前にさかのぼつてこれらの施策を、公務員の退職金について何らかの措置をとるという話からまいりますと、いま申し上げましたような各般の諸立法の本土の法令とのずれについてはすべて同一な問題があるわけでございます。たゞいま恩給局長が御答弁申し上げましたような観点から、必ずしもこれを包括的に何らかの形で処理するといふことについては、私は非常に困難ではないか、こういうふうに考えております。

○上原委員 困難だからここで問題を持ち出すのであつて、困難でなければいまだにもう解決してまゐる。そういう答弁では、これは六時半までかかりました。私が四十九年にこの問題を取り上げて、小坂総務長官も、検討してみたいと御答弁してゐるわけですが、ですから、確かにいまおっしゃるやうに他の年金関係との横並びもあるのだといふこと、これは絶えず政府が使う手といふこと、使う言葉ですが、それがあつたから困るということ、いやいかなと思ひます。やはり総務長官、これはもう事務段階では無理ですから、少しまたヘッスルしていただいて、どうですか、検討してみたいといふこと。

○稻村国務大臣 過去の問題といふことになりますと、これはやはりなかなかむづかしいのではないかと、こういう受けとめ方をいたしておられます。しかし、その後いろいろ関係からその差を縮めつつある、こういうふうに聞いております。

で、なほ今後検討してみたい、こういうふうに思つております。

いろいろ配慮をすべき点があると私は思うので、こういうことについてもぜひ御検討をいただきたい。

○上原委員 こつちもあきらめませんので、検討してください。

この二点について御答弁を承つておきたいと思ひます。

戦後処理の大きな一つですが、沖繩戦被災者補償期成連盟から出された要求といひますか、戦時中の補償問題が出されて久しくなるわけですが、これは御承知のように「県政運営上の問題点に関する国への要請」の第一次分、昭和五十二年の九月に沖繩県から出されてゐるものの中でも詳しく触れられております。さらにさかのぼつて、昭和四十八年九月十四日付で当時の屋良沖繩県知事からも「沖繩戦被災者に対する補償要請について」といふ要請書が開発庁長官なり厚生大臣、大蔵大臣、総理府総務長官、内閣総理大臣というふうに出されておるわけですが、この問題については、一体今日までどのように御検討をしておられるのか。私はこういう問題も、せつかく県知事なり関係諸団体がいふいろいろ苦勞して、資料なども添えて、調査の上で要請を出してゐるわけですから、そのまゝ形式上で没にするわけにいかないと思ひます。開発庁として、あるいは総理府としてはどういふふうに御検討をなさつたのか、この問題についても今後どのようにやっていかれようとするのか、御見解を承つておきたいと思ひます。

もう一つ、関連をして、せんだつて対馬丸遭難児童の件については大変総理府で御苦勞をいただいて、ようやく見舞い金的なものが支給されるわけですが、これは時間がありませんから、まだ持ち時間はあるのですが、きょうは御協力申し上げたいのですが、この対馬丸遭難児童の遺族に対する特別支出金の支給に関する要綱によりますと、父母あるいは祖父父母が実存をしておられる方々にやる。しかし、きょうだいかそつという者は該当しないわけですね。そこで、いまの段階ですぐこれを申し上げるのは、あるいは政府としてはどうかというお気持ちはあるのかと思ひますが、少なくとも支給条件等についてはもう少し緩和なり、

なほ、二問目の対馬丸の問題でございますが、先生からも御指摘がございましたように、現在の取り扱いはいふゆる父母、祖父父母ということになつておりました、兄弟姉妹は対象にいたしておりません。これは当然御案内のように、これらの取り扱いにつきましては、先ほど言いました戦傷病者戦没者遺族等援護法にかかわらしめることが困難な者につきまして、実質的な特別支出金という措置を昨年からとつておるわけでございます、そういう特殊事情を考慮した上での措置でございますので、支給の対象となります遺族の範囲

なほ、二問目の対馬丸の問題でございますが、先生からも御指摘がございましたように、現在の取り扱いはいふゆる父母、祖父父母ということになつておりました、兄弟姉妹は対象にいたしておりません。これは当然御案内のように、これらの取り扱いにつきましては、先ほど言いました戦傷病者戦没者遺族等援護法にかかわらしめることが困難な者につきまして、実質的な特別支出金という措置を昨年からとつておるわけでございます、そういう特殊事情を考慮した上での措置でございますので、支給の対象となります遺族の範囲

は、いま申し上げました援護法の遺族給与金の支給対象と同様にいたしておるわけでございます。

○上原委員 これまで終えますが、いま申し上げたことについては、退職公務員の年金、恩給格差の問題と戦災補償の問題、そして対馬丸の支給条件の緩和の問題等々については、これは恩給あるいは援護法と十分関連をいたしますので、関係者から出されている御要望の趣旨、資料等をよく御検討いただいて、事務当局に鋭意検討をさせますね、長官。

○稲村国務大臣 御指摘の点につきましては、各省庁との関係もございますので、連絡をとりながら検討させてまいりたい、こういうふうに考えております。

○小宮山委員長代理 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小宮山委員長代理 この際、村田敬次郎君から、本案に対する修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。村田敬次郎君。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案
案
〔本号末尾に掲載〕

○村田委員 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。その趣旨を申し上げますと、原案のうち、公務員給与の改善に伴う恩給年額の増額等の措置は、昭和五十三年四月一日から施行することとしておりますが、すでにその日が経過しておりますので、これを公布の日から施行し、本年四月一日から適用することに改め

ようとするものであります。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○小宮山委員長代理 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

修正案について別に発言の申し出もありません。

○小宮山委員長代理 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、村田敬次郎君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小宮山委員長代理 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小宮山委員長代理 起立総員。よって、本案は、村田敬次郎君提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長代理 ただいま修正議決いたしました本案に対し、村田敬次郎君、岩垂寿喜男君、鈴切康雄君、山本第二郎君及び柴田陸夫君から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び

日本共産党・革新共同、各派共同提案に係る恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給の実施時期については、現職公務員の給与より一年の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げを図ること。

一 扶助料の給付水準については、七〇％にするよう法律上の措置を講ずること。

一 加算年の金額計算への算入及び加算減算率についてはさらに改善を図ること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護婦等について旧軍人、軍属に準じ、適切な処遇措置を講ずること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

右決議する。

本案の趣旨につきましては、先般来の当委員会における質疑を通じて、すでに明らかになっておりますことと存じます。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

〔拍手〕

○小宮山委員長代理 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小宮山委員長代理 起立総員。よって、村田敬次郎君外四名提出の動議のとおり附帯決議を付

することに決しました。

この際、総理府総務長官稲村佐近四郎君から発言の申し出がありますので、これを許します。

稲村総理府総務長官。

○稲村国務大臣 ただいま、恩給法等の一部を改正する法律案について、慎重御審議の結果、御可決をいただきました。まことにありがとうございます。

ただいま決議になりました附帯決議につきましては、短期間には困難な問題もございますが、御趣旨を体し、十分検討してまいりたいと存じます。

○小宮山委員長代理 なお、ただいま修正議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小宮山委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長代理 次回は、来る二十日木曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時九分散会

恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案
正案

恩給法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条中「昭和五十三年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第五十八
条ノ四第一項、第六十五条第二項、第七十五条
第二項及び別表第二号表から別表第五号表まで
の規定、第二条の規定による改正後の法律第百
五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただ
し書、附則別表第一及び附則別表第四から附則
別表第六までの規定、第三条の規定による改正
後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関
する法律（以下「法律第百七十七号」という。）
第三条第二項ただし書の規定、第四条の規定に
よる改正後の恩給法等の一部を改正する法律
（昭和四十一年法律第百二十一号。以下「法律
第百二十一号」という。）附則第八條第一項及び
第四項の規定、第五條の規定による改正後の法
律第八十一号附則第十三條第二項及び第三項の
規定並びに第七條の規定による改正後の法律第
五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則
第十七條及び第十八條の規定は、昭和五十三年
四月一日から適用する。

附則第十一条中「恩給法等の一部を改正する法
律（昭和四十一年法律第百二十一号）」を「法律
第百二十一号」に改める。

附則第十三條第三項中「旧軍人等の遺族に対す
る恩給等の特例に関する法律」を「法律第百七十
七号」に改める。